

令和3年第3回定例会

階上町議会会議録

令和3年6月 4日開会

令和3年6月 9日閉会

階上町議会

令和3年第3回階上町議会定例会会議録目次

○第1号6月4日（金曜日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	2
開会及び開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
提案理由説明（議案一括上程）	4
陳情第1号議題、委員会付託	9
休会期間の決定	10
散会の宣告	10

○第2号6月8日（火曜日）

議事日程	11
本日の会議に付した事件	11
出席議員	11
欠席議員	12
説明のため出席した者の職氏名	12
職務のため出席した者の職氏名	12
開議の宣告	13
一般質問	13
長根岩夫君	13
大下修君	24
松尾國治君	33
寅谷正君	42
散会の宣告	56

○第3号6月9日（水曜日）

議事日程	57
本日の会議に付した事件	58
出席議員	58
欠席議員	59
説明のため出席した者の職氏名	59
職務のため出席した者の職氏名	59
開議の宣告	60
発言の取消しを求める動議の件について	60
報告第1号議題、質疑	61
報告第2号議題、質疑	61
議案第1号議題、質疑、討論、採決	62
議案第2号議題、質疑、討論、採決	62
議案第3号議題、質疑、討論、採決	63
議案第4号議題、質疑、討論、採決	63
議案第5号議題、質疑、討論、採決	64
議案第6号、議案第10号一括議題、質疑、討論、採決	71
議案第7号、議案第9号一括議題、質疑、討論、採決	72
議案第8号議題、質疑、討論、採決	72
議案第11号議題、質疑、討論、採決	73
議案第12号議題、質疑、討論、採決	73
議案第13号議題、質疑、討論、採決	74
議案第14号議題、質疑、討論、採決	74
議案第15号議題、質疑、討論、採決	75
議案第16号、議案第17号一括議題、質疑、討論、採決	80
議案第18号議題、質疑、討論、採決	81
議案第19号議題、質疑、討論、採決	81
議案第20号議題、質疑、討論、採決	82
陳情第1号議題、委員長報告、質疑、討論、採決	82
議会案第1号議題、質疑、討論、採決	83
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	84
町長挨拶	84
閉会の宣告	85
署名議員	86

令和3年第3回階上町議会定例会会議録

(第1号)

令和3年6月4日(金曜日)

令和3年第3回階上町議会定例会

議事日程第1号

令和3年6月4日午前10時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 提案理由説明

日程第4 陳情第1号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（14名）

1番	下 沢 育 男 君	2番	寅 谷 正 君
3番	荒 谷 憲 輝 君	4番	大 下 修 君
5番	小 松 雅 彦 君	6番	上 道 二 三 男 君
7番	長 根 岩 夫 君	8番	森 榮 吉 君
9番	濱 谷 貴 樹 君	10番	松 尾 國 治 君
11番	百 目 木 和 俊 君	12番	大 江 和 夫 君
13番	郷 州 公 典 君	14番	林 貢 君

欠席議員（0名）

説明のための出席者

町長	浜谷豊美君	副町長	沼沢範雄君
教育長	丸岡博君	総務課長	澤田充君
総合政策課長	濱浦幸夫君	税務課長	佐京実君
町民生活課長	日影百合子君	すこやか健康課長	長根清子君
介護福祉課長	中屋敷司君	産業振興課長	引敷林広貴君
教育課長	濱浦孝子君	建設課長	地代所誠君
会計管理者	上静志君	代表監査委員	三上孝八君

職務のための出席者

議会事務局長	西山圭一君	庶務GL	下平有香君
総務課主査	花生智紀君		

◎開会及び開議の宣告

○開会の宣告

午前 10 時 00 分

○開議の宣告

午前 10 時 00 分

○議長（林貢君） ただいまの出席議員は 14 名であります。
定足数に達しておりますので、令和 3 年第 3 回階上町議会定例会を開会いたします。
ただちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（林貢君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により、議長において、6 番上道二三男君、7 番長根岩夫君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（林貢君） 日程第 2、会期の決定の件を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日から 6 月 9 日までの 6 日間といたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
ご異議なしと認めます。
よって会期は、本日から 6 月 9 日までの 6 日間と決定いたしました。

◎提案理由説明

○議長（林貢君） 日程第3、この際、報告第1号 令和2年度 階上町 一般会計繰越明許費 繰越計算書報告についての件から、議案第20号 階上町 固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについての件まで、22件を一括して上程いたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

○町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） 町長、浜谷豊美君。（町長登壇）

○町長（浜谷豊美君） おはようございます。本日 ここに、令和3年第3回階上町議会定例会を開会するにあたり、議員各位には、御多忙のところ 御出席いただき、誠にありがとうございます。

それでは、本定例会に提案いたしました 議案の概要につきまして、御説明申し上げます、審議の参考に供したいと思えます。

報告第1号 令和2年度階上町 一般会計繰越明許費 繰越計算書報告について、御説明申し上げます。

本件は、令和2年度に決めました、ため池ハザードマップ作成事業、林道第二田代線機能強化事業等に係る繰越計算書を調製し、報告するものであります。

次に、報告第2号 令和2年度階上町 公共下水道事業特別会計繰越明許費 繰越計算書報告について、御説明申し上げます。

本件も、繰り越しいたしました公共下水道事業について、その計算書を報告するものであります。

議案第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、御説明申し上げます。

本案は、令和3年度 税制改正に係る地方税法等の一部改正等に伴い、階上町 税条例等の一部を改正する条例を制定することを専決処分したのものについて、その承認を求めるため、提案するものであります。

議案第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、御説明申し上げます。

本案は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律

第26条の 地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、階上町 承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る 固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を制定することを専決処分したものについて、その承認を求めるため提案するものであります。

議案第3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、御説明申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症の影響により 収入の減少が見込まれる場合等における 国民健康保険税の減免期間を延長する等のため、階上町 国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することを専決処分したものについて、その承認を求めるため提案するものであります。

議案第4号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、御説明申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症の影響により 収入の減少が見込まれる場合等における 介護保険料の減免期間を延長する等のため、階上町 介護保険条例の一部を改正する条例を制定することを専決処分したものについて、その承認を求めるため提案するものである。

議案第5号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、御説明申し上げます。

本案は、令和2年度 階上町 一般会計予算について、歳入歳出の総額をそれぞれ調整し、補正するために専決処分したものについて、その承認を求めるため提案するものであります。

既定の総額に それぞれ 5,483 万 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 76 億 4,475 万円といたしました。

それでは、第1表歳入歳出予算補正の主なものについて、御説明申し上げます。

歳入は、県支出金 1,876 万 4 千円、繰入金 1 億円 等を減額し、地方消費税交付金 6,312 万 6 千円、地方交付税 6,414 万円 等を追加したものであります。

歳出は、総務費 2,972 万 9 千円、土木費 3,117 万 1 千円 等を減額し、農林水産業費 644 万 9 千円、諸支出金 2 億円を追加したものであります。

次に、第2表繰越明許費補正であります。令和2年度に完了が困難となった、公共下水道債 償還基金積立金について、令和3年度に繰越したものと、ため池ハザードマップ作成事業費の変更に伴い、繰越明許費に係る金額の変更分を補正したものであります。

次に、第3表地方債補正であります。既定の地方債に係る変更分を補正したものであります。

議案第6号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、御説明申し上げます。

本案は、令和2年度階上町 国民健康保険特別会計予算について、歳入歳出の総額をそれぞれ調整し、補正するために専決処分したものについて、その承認を求めるため提案するものであります。

既定の総額から それぞれ416万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を15億6,437万2千円といたしました。

第1表歳入歳出予算補正の歳入につきましては、繰入金1,064万3千円等を減額し、県支出金609万9千円等を追加したものであります。

歳出につきましては、保険給付費3,288万円等を減額し、予備費に2,933万8千円を追加したものであります。

議案第7号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、御説明申し上げます。

本案は、令和2年度階上町 漁業集落排水事業特別会計予算について、歳入歳出の総額をそれぞれ調整し、補正するために専決処分したものについて、その承認を求めるため提案するものであります。

既定の総額から それぞれ28万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を5,345万5千円といたしました。

第1表歳入歳出予算補正の歳入につきましては、県支出金11万3千円、繰入金17万3千円を減額したものであります。

歳出につきましては、施設管理費28万6千円を減額したものであります。

議案第8号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、御説明申し上げます。

本案は、令和2年度階上町 介護保険特別会計予算について、歳入歳出の総額をそれぞれ調整し、補正するために専決処分したものについて、その承認を求めるため提案するものであります。

既定の総額から それぞれ613万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を13億5,121万1千円といたしました。

第1表歳入歳出予算補正の歳入につきましては、国庫支出金559万1千円、支払基金交付金392万5千円、繰入金127万1千円を減額し、県支出金465万1千円を追加したものであります。

歳出につきましては、保険給付費1,072万円、地域支援事業費85万3千円を減額し、基金積立金543万7千円を追加したものであります。

議案第 9 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、御説明申し上げます。

本案は、令和 2 年度階上町 公共下水道事業特別会計予算について、歳入歳出の総額をそれぞれ調整し、補正するために専決処分したものについて、その承認を求めるため提案するものであります。

既定の総額からそれぞれ 50 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を 3 億 2,443 万 9 千円といたしました。

第 1 表歳入歳出予算補正の歳入につきましては、町債 50 万円を減額したものであります。

歳出につきましては、公共下水道事業費 50 万円を減額したものであります。

次に、第 2 表繰越明許費補正は、既定の事業費変更に伴い、繰越明許費に係る変更分を補正したものであります。

第 3 表地方債補正は、既定の事業費変更に伴い、地方債に係る変更分を補正したものであります。

議案第 10 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、御説明申し上げます。

本案は、令和 2 年度階上町 後期高齢者医療特別会計予算について、歳入歳出の総額をそれぞれ調整し、補正するために専決処分したものについて、その承認を求めるため提案するものであります。

既定の総額からそれぞれ 57 万 2 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を 1 億 4,592 万 6 千円といたしました。

第 1 表歳入歳出予算補正の歳入につきましては、諸収入 57 万 2 千円を減額したものであります。

歳出につきましては、保健事業費 41 万 9 千円、諸支出金 13 万円 等を減額したものであります。

議案第 11 号 階上町 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

本案は、行政不服審査法施行令の一部改正において、審査申出の手續に係る書面への署名押印が不要とされたことに伴い、所要の改正をするため提案するものであります。

議案第 12 号 階上町 手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

本案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、所要の改正をするため提案するものであります。

議案第13号 階上町 国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

本案は、国民健康保険の乳児医療費10割給付に関する規定を廃止するほか、所要の改正をするため提案するものであります。

議案第14号 階上町 高齢者、障害者等の移動等の円滑化のための道路及び公園施設に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

本案は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をするため提案するものであります。

議案第15号 令和3年度階上町 一般会計補正予算第1号について、御説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,668万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を55億6,668万5千円とするものです。

それでは、第1表歳入歳出予算補正の主なものについて御説明申し上げます。

歳入は、国庫支出金1,140万6千円、県支出金6万3千円、諸収入521万6千円を追加するものであります。

歳出は、農林水産業費627万2千円、土木費725万3千円等を減額し、民生費1,296万1千円、教育費452万9千円等を追加するものであります。

歳出のうち、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた子育て世帯を支援するため、児童手当を受給する世帯のうち、非課税世帯に一時金を支給する、子育て世帯生活支援特別給付金事業に係る経費として1,140万9千円、学校給食費無償化事業のうち、町外の学校へ通学する児童生徒のための、区域外就学児童生徒等学校給食費補助金として235万8千円等を計上しております。

議案第16号 令和3年度階上町 漁業集落排水事業特別会計補正予算第1号について、御説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ209万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を4,419万6千円とするものであります。

第1表歳入歳出予算補正の歳入につきましてもは、繰入金209万3千円を減額するものであります。

歳出につきましてもは、総務費209万3千円を減額するものであります。

議案第17号 令和3年度階上町 公共下水道事業特別会計補正予算第1号について、御説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ10万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億2,088万8千円とするものであります。

第1表歳入歳出予算補正の歳入につきましては、繰入金 10万1千円を追加するものであります。

歳出につきましては、総務費 10万1千円を追加するものであります。

議案第18号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更について、御説明申し上げます。

本案は、構成団体の減少により規約を変更するため提案するものであります。

議案第19号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合同約の変更について、御説明申し上げます。

本案は、構成団体の減少により規約を変更するため提案するものであります。

議案第20号 階上町固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについて、御説明申し上げます。

本案は、1人の委員の任期満了に伴う、後任の委員を選任するため提案するものであります。

以上、提出議案につきまして概要を御説明申し上げましたが、審議の過程においての質疑に対しましては、本職並びに関係職員等からお答え申し上げますので、慎重に御審議の上、原案のとおり議決くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。(町長降壇)

○議長(林貢君) これをもって提案理由の説明を終わります。

◎陳情第1号議題、委員会付託

○議長(林貢君) 日程第四 陳情第1号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております陳情の件については、会議規則第92条の規定により、教育民生常任委員会に、付託致したいと思います。

これに、異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、陳情第1号の件は、教育民生常任委員会に付託することに、決定致しま

した。

◎休会期間の決定

○議長（林貢君） お諮りいたします。

議事の都合により、6月7日の1日間、休会といたしたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、6月7日の1日間、休会とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（林貢君） 以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

次の会議は、6月8日午前10時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

（散会時刻午前10時23分）

令和3年第3回階上町議会定例会会議録

(第2号)

令和3年6月8日(火曜日)

令和3年第3回階上町議会定例会

議事日程第2号

令和3年6月8日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

- 7番 長根 岩夫君 (1)消防団員確保の取組等について
(2)鳥獣被害対策等について
(3)結婚新生活支援事業等について
- 4番 大下 修君 (1)公共下水道事業の経過と町債残高2.1億円について
(2)公共下水道事業の今後について
- 3番 荒谷 憲輝君 (1)東部地区小学校の閉校後の扱いについて
(2)町職員の働く環境について
- 10番 松尾 國治君 (1)文化施設(図書館、資料館等)とスポーツ施設(体育館)の建設について
(2)新型コロナウイルスワクチン接種について
(3)コロナ禍でのイベント開催について
- 2番 寅谷 正君 (1)続「広報はしかみ」全世帯配布の件について
(2)続々「職員の勤務実態」の把握について
(3)「階上町核兵器廃絶・平和自治体宣言」の広報(告知)について
(4)町長および町理事者側の政治姿勢について
(5)企業誘致への取り組み状況について
(6)コロナ禍における町民への負担軽減支援策について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(14名)

1番 下 沢 育 男 君

2番 寅 谷 正 君

3番	荒谷憲輝君	4番	大下修君
5番	小松雅彦君	6番	上道二三男君
7番	長根岩夫君	8番	森榮吉君
9番	濱谷貴樹君	10番	松尾國治君
11番	百目木和俊君	12番	大江和夫君
13番	郷州公典君	14番	林貢君

欠席議員（0名）

説明のための出席者

町長	浜谷豊美君	副町長	沼沢範雄君
教育長	丸岡博君	総務課長	澤田充君
総合政策課長	濱浦幸夫君	税務課長	佐京実君
町民生活課長	日影百合子君	すこやか健康課長	長根清子君
介護福祉課長	中屋敷司君	産業振興課長	引敷林広貴君
教育課長	濱浦孝子君	建設課長	地代所誠君
会計管理者	上静志君	代表監査委員	三上孝八君

職務のための出席者

議会事務局長	西山圭一君	庶務GL	下平有香君
総務課主査	花生智紀君		

◎開議の宣告

○開議の宣告

午前 10 時 00 分

○議長（林貢君） それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は 14 名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

◎一般質問

○議長（林貢君） 日程第 1、一般質問を行います。

順次質問を許します。

7 番、長根岩夫君の質問を許します。

○7 番（長根岩夫君） ハイ、議長。

○議長 7 番、長根岩夫君。

○7 番（長根岩夫君） ハイ、7 番、長根です。（長根議員登壇）

7 番、長根岩夫でございます。6 月定例会に質問の機会をいただきましてありがとうございます。

ようやく本町においても、新型コロナウイルスのワクチン接種が始まったところではありますが、全国においては全面的に収束をするという姿は、まだまだ先のことになるのではないかと懸念をいたしております。市民の皆様には、今後とも感染防止に、ご留意をされ、ご健勝でありますように願っているところでございますが、全国では本当に多くの方々が、新型コロナウイルスや変異株といったウイルスに感染をされており、1 日も早いご回復を願うとともに、心からお見舞いを申し上げます。また、はかなくもこのウイルス感染によりお亡くなりになられた方

には、衷心よりご冥福をお祈り申し上げます。

さて、令和3年度、初めての議会でもありますが、新たな施策等について、ご検討をいただき、町政発展の、一助になればとご期待をいたしまして、質問に入らせていただきます。

始めに、消防団員確保の取り組み等について伺いをいたします。1つ目に消防団員の処遇改善についてであります。3月定例会において消防団員のなり手不足の対策として、定年延長を図るための条例の一部を改正しておりますが、その後の4月13日に消防庁より、市町村が団員に支払う報酬の基準について通知がありました。年額報酬を3万6,500円、災害時の出動手当を1日8,000円として、市町村は令和4年3月31日までに報酬の引上げを行うよう要請があったと報道がございました。当町においての火災、災害、訓練の出動手当は1回1,500円となっておりますので、その開きは大きいように思います。

また、国の規定では、1日当たりの出動手当が示されております。1日あたりの活動時間については、どのようにご判断をされているのか確認をさせていただきます。予算としても、相当の増額となります。今後の報酬等の見直しについて、町のお考えを伺います。

また、近年は、東日本大震災や令和元年台風19号のような、大規模災害が多く発生をしております。消防団活動の危険度が増大していると考えられますので、団員への補償制度の見直しも必要となっているように思います。町消防団員の公務災害について、補償の内容等を確認させていただきたいと思います。

加えて、災害現場にマイカーを使用して出勤することも多くあることから、消防庁では、令和2年4月1日に自家用車等の共済制度に積極的に加入するよう、通知があったと聞いております。当町において、これらの共済制度について、どのような対応をお考えか伺います。

2つ目に、消防団員の多様な人材確保の施策について伺います。国では女性消防団員の割合を当面5%としております。令和8年度までには10%にする目標を掲げております。また、「学生消防団活動認証制度」の導入も促進することになっております。更には、団員の入団促進に向けて、事業所の理解と協力が欠かせないことから、役場担当職員と消防団が連携し、事業所を訪問するなど協力を要請することにしております。「消防団協力事業所表示制度」の導入について、取り組みを求めています。これら消防団員の確保のための施策などについて、どのように取り組むお考えか伺います。

次に鳥獣被害対策等について伺います。近年は、当町においても、クマの目撃が相次いでおりますが、人身被害等はなく、幸いに思っておりましたが、去

る6月4日の日中には、この役場周辺においてもクマが目撃をされております。さらに6日にも目撃をされたと、町内放送がございました。また、イノシシについては、近隣の洋野町や八戸市でも複数の目撃がされております。つい先頃は当町でも目撃をされたと伺いました。温暖化の影響によるものか、イノシシについては寒さの厳しい本州最端の地まで、生息域を広げていることになります。

何よりもクマとイノシシについては、全国において人身への被害が多く報告をされております。当町においても、捕獲等の対策を講じておく必要があるのではないかと感じておりました。これら動物の捕獲のためには、地元猟友会の協力をいただくことになるかと思いますが、町では狩猟免許の取得者について把握をされているのか確認をさせていただきたいと思っております。

さらには、捕獲のための連携や対応マニュアルはどのように整えておられるのか伺っておきたいと思っております。

また、狩猟免許の取得や維持のためには、費用も多くかかることから、かなりの数の自治体において、補助金制度を設け、若者や女性に取得を促しているとの報道がございました。今後において狩猟免許の取得のための補助金制度については、検討をしておく必要があるのではないかと感じておりました。町のお考えを伺いたいと思っております。

農作物への被害状況であります。洋野町ではイノシシによる被害があったと聞いておりました。当町でもニホンジカと思われる稲穂への食害被害があったと町内の方から伺っておりました。また、ハクビシンと思われる被害があると聞いておりましたが、天然記念物のニホンカモシカ等も含めて、当町の被害状況を確認させていただきたいと思っております。

最終的には、人間の生活圏にこれらの動物が立ち入らないような対策が求められるわけではありますが、動物との棲み分けをするためには、動物の生息域を区切る里山等の緩衝帯の整備が有効とされております。これらの取組みについては、町と地域が協調して、一体となった取り組みが必要となるかと思っております。今後における町の対策等について伺っておきたいと思っております。

最後になりますが、結婚新生活支援事業等についてお伺いいたします。

国では、少子化対策として、希望出生率を1.8の実現に向けて、結婚を希望する若者への支援として「結婚新生活支援事業」を平成28年からスタートしています。この制度では、夫婦ともに34歳未満の世帯に上限30万円程度を補助するもので、国が1/2、残りを自治体が負担することになっております。

助成の対象は住宅の購入費、新居の家賃や引越し費用等であり、夫婦の所得が340万円とされ、控除前の所得ではおおよそ480万円程度の世帯とされております。

した。令和3年度には、令和3年1月1日までに自治体に居住地を届け、令和3年1月1日から令和4年3月31日までに婚姻届けを提出をした夫婦。ともに39歳以下で、世帯所得が400万円未満であることなどが条件となっているようでしたが、報道では本年4月から受給条件などが緩和されるとありましたので、新たな条件や補助制度について変更がございましたならば、町のほうから伺っておきたいと思います。

県内では3割を超える自治体で予算化をされたと聞いておりました。十和田市や三沢市、三戸郡下では南部町などが実施することになっているようでございます。少子化対策として、「結婚新生活支援事業」の活用について町のお考えを伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。ありがとうございました。（長根議員降壇）

○町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） 町長、浜谷豊美君。（町長登壇）

○町長（浜谷豊美君） それでは、長根議員の御質問にお答えをいたします。

1点目の、消防団員確保の取組等についての件であります。1つ目の消防団員の処遇改善につきましては、議員御案内のとおり、令和3年4月13日付けで消防庁より「消防団員の報酬等の基準の策定等について」の通知があり、この中で「消防団員の処遇等に関する検討会」の中間報告が示されたところです。報告書では、消防団員の報酬は、団員としての日常的な活動に対し、年額により支払われる「年額報酬」と、災害等の出勤に応じて支払われる「出勤報酬」の2種類が示されています。このうち、一般団員の「年額報酬」は3万6,500円で、災害に係る「出勤報酬」は、1日、7時間45分を基本に、8,000円を標準的な額とし、また、災害以外の「出勤報酬」については、訓練や警戒等の出勤の態様、業務の負荷、活動時間等を考慮した額とするよう求められています。

これまで本町では近隣の状況を見ながら、条例で定める一般団員の現在の年額報酬額は1万3,700円で、出勤1回あたりの出勤費用弁償額が1,500円となっていることから、大幅な見直しが必要であると考えているところであります。全国的な課題であります消防団員の減少は、本町においても例外ではないことから、消防庁通知を踏まえ、近隣町村の動向も勘案しながら、処遇改善を検討してまいりたいと考えております。

次に、消防団員の補償制度については、勤続年数による補償の差異はありませんが、公務による怪我等については、「消防団員等 公務災害補償等基金」により、治

療費や休業の補償がされるほか、公務外の疾病等については、町が掛金を半額負担し加入している「消防団員福祉共済」と「消防互助会」により補償されるなど、福利厚生の実を充実を図っているところであります。

また、出勤時のマイカー利用による自家用車の破損については、現状、「消防団員等公務災害補償等基金」による「自動車等損害見舞金支給事業」があり、最大 10 万円の見舞金が支給されることになっており、議員御案内の「マイカー共済」については、制度内容の確認と近隣町村の動向も勘案しながら対応を検討してまいりたいと考えております。

次に、2 つ目の消防団員の多様な人材確保についてであります。以前は、町では 3 名の女性消防団員だけでしたが、最近 2 名の方が加入されて、現在 5 名の女性消防団員となり、通常の消防活動に加え、式典時のラッパ吹奏等で御活躍が期待されております。今後におきましても、女性が入団しやすい環境づくりを進め、女性消防団員の加入率増加に努めてまいりたいと考えております。

また、「学生消防団活動認証制度」についてであります。学生にとっては、就職活動の自己PRに活用でき、また、企業にとっては、社会貢献実績のある人材確保が期待できるなど、双方にメリットのある制度であると認識しており、導入について検討してまいります。

「消防団協力事業所表示制度」については、町では平成 22 年 3 月に、実施要綱を定め運用しているところですが、多くの団員が町外に勤務されていることから、事業所登録に至っていない状況にあります。今後、団員の多様な人材確保に向け、入団しやすい環境づくりに努め、町と消防団が連携した入団勧誘などに取り組んでまいります。

次に、2 点目の鳥獣被害対策等についての件であります。まず、はじめに、狩猟免許取得者につきましては、狩猟免許は 4 種類ありまして、1 つ目が「あみ猟」、2 つ目が「わな猟」、3 つ目が「散弾銃やライフル銃などの第 1 種銃猟」、そして 4 つ目が「空気銃の第 2 種銃猟」となります。本町においては、「第 1 種銃猟免許」取得者が 8 名、「わな猟免許」取得者 1 名の方々が、八戸猟友会階上分会として、活動しております。

次に、捕獲のための連携や対応マニュアルについてであります。令和元年度に策定いたしました「階上町鳥獣被害防止計画」において、猟友会と連携し、鳥獣の捕獲や追い払い作業の実施、又、町民への啓発や防除方法の指導をすることとしております。

次に、狩猟免許取得のための補助金制度についてであります。本町において、平成 29 年度以降の新規免許取得者はなく、取得者の高齢化が進んでいる状況であり

ます。また、有害鳥獣の目撃情報も増加傾向にあり、被害も懸念されることから、今後において、新規取得者の確保に向け、検討していかなければならないものと考えております。

次に、農作物の被害状況についてであります。本町では、昨年度、クマは、14件の15頭が目撃されており、ニホンジカは、自動車にひかれて死亡する事案が8件発生し、また、イノシシは、1件10頭が目撃されております。今年度においては、クマは2件で2頭、ニホンジカは1件1頭、イノシシは1件2頭が目撃されております。被害については、被害額としては上がってきておりませんが、ニホンジカなどによる水稻や大豆などの食害が発生している状況でございます。

最後に、今後における農作物被害防止対策についてであります。現在、クマについては、目撃情報が入った際には、警察や教育委員会へ通報し、町防災無線による注意喚起を行い、必要に応じて警察、猟友会などと連携し、現地調査や追い払いを実施してきているところであります。

また近年、ニホンジカなどの目撃情報は増加傾向にあり、被害の発生が懸念されることから、今後においては「階上町鳥獣被害防止計画」に沿って、猟友会など関係機関や地域と連携し、被害情報の把握に努めるとともに、「鳥獣被害防止特措法」に基づき、捕獲や防護柵設置などの実践的活動を担う目的で設置できる、「鳥獣被害対策実施隊」を検討するなど、農作物や人的被害の発生防止に努めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の結婚新生活支援事業等についての件であります。町では、平成28年から「階上町まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、結婚・出産・子育て支援と健康づくりを基本目標の1つとして、安心して子どもを産み育てられるライフスタイルの実現に向けて、庁内各課において施策を展開しております。

「すこやか健康課」の事業としては、現在、妊婦・乳幼児健診や予防接種などの実施のほか、幼児教育・保育の無償化を実施しております。

「総合政策課」では、「階上町出会いサポート事業」を令和元年度まで実施し、八戸圏域連携中枢都市圏においては、「縁結び支援事業」を実施しております。

さらに、「駅前中央団地移住定住促進助成制度」や「建設課」においては、「はしかみ移住定住新築応援プロジェクト事業補助金」の支援も実施しているところでございます。

議員御案内の「結婚新生活支援事業」につきましては、国が、地域少子化対策重点推進交付金事業の1つとして、新婚世帯に対し、家賃や引越費用等の結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコストを支援する事業であり、そのコストの一部を補助するもので、補助率は、国と町がそれぞれ2分の1となります。

令和2年度に県内で実施した自治体は、2市町でありましたが、令和3年度は、11市町が実施予定とのこととあります。

次に、4月から緩和された新たな条件についてであります。国では、令和3年度から、これまでの対象世帯を、夫婦ともに「34歳以下」から「39歳以下」とし、また、世帯所得は、「340万円未満」から「400万円未満」の新婚世帯を対象とすることで、受給条件を緩和しております。

次に、今後の活用についてであります。平成27年に、国立社会保障・人口問題研究所が実施した「第15回出生動向基本調査」によりますと、結婚意思のある未婚者が結婚の障害と考えている理由として最も多いのが、結婚資金となっております。

今後、町としては、少子化対策の強化を図るため、こうした現状を踏まえ、経済的理由で結婚に踏み出せない方を対象に支援を行うことは有効な手段の1つでありますので、既に実施している「駅前中央団地移住定住促進助成制度」や、「はしかみ移住定住新築応援プロジェクト事業補助金」に加えて、当事業の実施についても、前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。(町長降壇)

○7番(長根岩夫君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) 7番、長根岩夫君。(長根議員起立)

○7番(長根岩夫君) ハイ、7番、長根です。

ご丁寧なお答えをありがとうございました。加えて質問をさせていただきます。

消防団員確保の取り組みについてであります。只今は団員の処遇改善として、報酬の見直し等も含め検討するというお話をいただいたものと思っております。火災等での出動手当等が元々、消防団員に支給されるものであります。多くの分団の取り決めとして、消防訓練等による痛みの早いホースや器具等の購入に充てるため、これを分団の積立金としておりました。消防団活動に携わる方々が無償の奉仕、ボランティアという認識を持っておられると思います。よって分団に必要な経費として手当が使われることについては、大方異論はなかったように思っておりました。今後報酬は団員に直接支給されることになるかと思いますが、各分団の消防器具の配備に必要な予算が不足することのないように、町の予算拡充については、ご配慮をしていただくように希望し、お考えを伺っておきたいと思っております。

鳥獣被害対策であります。鳥獣被害防止計画に基づくとということで、猟友会と

連携し対応をするということであったと思います。クマやイノシシの捕獲では鉄柵の檻などが使用されていることかと思いますが、町内のその檻の保有数について、一応の確認をさせていただきたいと思います。また、クマなどは捕らえられても捕殺することなく、山に逃す措置をとられるところもあるように聞いておりますが、当町の基本的な対応方法について伺っておきたいと思います。また、クマやイノシシについては、比較的同じルートを移動すると聞いておりました。目撃箇所の情報などをマップに表示をされて、ホームページ上で公表するお考えはないか伺っておきたいと思います。

結婚生活支援事業等についてであります。これから先、検討をしていただくという風に伺ったと思っております。この補助金については、最大60万円とする自治体もあると聞いておりました。我が町に新たな夫婦を迎えるために、そして移住定住を促進させるための施策でもあるかと思えます。当町としての可能な限りの補助金を充てていただいて、実施に向けて進めていただくように希望しておきたいと思えます。また、5月5日の新聞でございましたが、総人口に占める14歳以下の子ども割合が11.9%で、40年連続で減少しているとございました。また、令和2年度の出生数は約84万人と、統計が開始された明治32年以来、最少となっており、令和3年の今年は更にコロナの影響が大きく、70万人台になると予想されております。そのようなコロナ禍の中ではありますが、当町における結婚と出生の数について、どのような推移となっているのか確認をさせていただきたいと思えます。

以上よろしくお願いたします。(長根議員着席)

○総務課長(澤田充君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) はい、総務課長、澤田充君。(総務課長起立)

○総務課長(澤田充君) それでは長根議員の消防団員確保の取り組み等についての再質問にお答えをいたします。

消防団員の報酬と出動費用弁償については、これまで分団を経由し支払いをしておりますが、各分団では団員本人の了解の下、分団の活動費としているのが実態であると理解しております。この度の消防庁通知では報酬等の引き上げとともに、報酬は団員個人に支給することが求められており、分団の活動費の不足が懸念される場所ですが、分団施設や消防団活動に必要な器具及びホース等については、これまでと同様に各分団からの要望や必要数量等を確認しながら、その他の必要経費の検討も含め、町予算の中で消防団活動に支障がないように対応してまいりたいと思

います。

以上でございます。(総務課長着席)

○産業振興課長(引敷林広貴君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、産業振興課長、引敷林広貴君。(産業振興課長起立)

○産業振興課長(引敷林広貴君) それでは長根議員の再質問にお答えをいたします。

それではまず1点目の檻の保有者についてでございますけれども、本町においては、わな猟の免許取得者は1名おりますけれども、檻を保有している方はいないという状況でございます。

それから2点目の捕獲後の基本的な対応についてでございますけれども、これにつきましては青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領において、箱罠で捕獲した場合は放獣に努めるということになってございますが、本町においては放獣する安全な場所がないということで捕殺することとしてございます。

それから3点目の目撃情報等の公表についてでございますけれども、目撃情報があった場合には随時、町の防災無線にて時刻や場所などを、お知らせをして注意喚起をしているところでありますけれども、今後ですね、町のホームページ等への公表について検討をしていきたいという風に考えております。

以上でございます。(産業振興課長着席)

○副町長 わが町にはないけれども、八戸の猟友会で(聞き取れず)

○産業振興課長(引敷林広貴君) あ、すみません。(産業振興課長起立)

○産業振興課長(引敷林広貴君) ハイ、先程の1点目の檻の件でございます。町で所有している、檻を所有している方はおりませんけれども、猟友会の八戸支部では保有してございますので、捕獲の際には連携を取って対応していただくと、いうことにしております。

以上でございます。(産業振興課長着席)

○議長(林貢君) よろしいですか。

○すこやか健康課長（長根清子君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） ハイ、すこやか健康課長、長根清子君。（すこやか健康課長起立）

○すこやか健康課長（長根清子君） ハイ、それでは長根議員の再質問にお答えいたします。

本町における婚姻と出生の件数につきましては、青森県保健統計年報によりますと27年から令和元年までの5年間の婚姻件数は、平成27年35件、平成28年39件、平成29年49件、平成30年50件、令和元年39件となっており、概ね40件前後で推移しております。次に出生数に関しましては、平成27年76人、平成28年74人、平成29年65人、平成30年83人、令和元年48人、令和2年は役場届け出分ですが61人となっており、変動はありますが減少傾向になっております。また、出生から1年半後に町で実施する1歳6か月健診の対象児におきましては、平成27年92人、平成28年77人、平成29年78人、平成30年71人、令和元年81人、令和2年86人となっており、転出入の異動もあり80人前後の対象児となっております。今後は少子化対策において新たな事業の導入も含め検討しながら、子育てしやすい町を目指して取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。（すこやか健康課長着席）

○7番（長根岩夫君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） ハイ、7番、長根岩夫君。（長根議員起立）

○7番（長根岩夫君） ハイ、7番、長根です。ありがとうございました。

また、もう少し、加えて質問をさせていただきます。

ただ今のお答えでございますが、消防団員確保の取り組みについては、消防団活動に支障のないよう、各分団に対しての経費について、町として対応していただけるという、お答えをいただいたものと思っております。

改めて団員の報酬の引上げについてであります。消防庁の通知の通り令和4年3月31日までに団員の報酬を行うという通知でございますので、早期にご検討いただいて、報酬等の条例改正が成されますように希望しておきたいと思っております。

また、鳥獣対策、鳥獣被害対策についてであります。町内には檻の所有はないということで八戸市等の猟友会所有の檻等を借用するということになるということ

かと思えます。また、鳥獣を捕獲された際には、捕殺をすることとするということ
で伺いました。この鳥獣被害についてであります。何よりも、人身に危害を加え
るクマやイノシシなどの対策についてであります。町民や子ども達との遭遇も心
配されるところであります。大事にいたらないための対処の仕方や、指導などにつ
いて、お考えを伺っておきたいと思えます。また、町民が多く立ち入る地域や鳥獣
の禁猟区、休猟区等がございますが、その中での駆除も行われることも考えられま
す。猟銃による捕獲の方法等を取った際に、どのような対応、PRをなされるのか。
いずれにしても町民のために安全な、安全対策を進めていただけるように希望し、
お考えを伺っておきたいと思えます。

また、結婚新生活支援事業についてであります。女性が生涯に子どもをもうけ
る人数を、合計特殊出生率というそうでございますが、昨年は 1.34 という最低の、
最少の数字を記録したようであります。また、婚姻数についても、戦後最少となっ
たと報道がございました。少子化対策としては、若者の出会いの機会をメイクする
企画が行われているわけではあります。残念ながら、スクラムエイトの組織として
の、全体的に有効な成果を上げられていない、というのが現状かと思っております。
この新たな結婚支援事業の活用については、しっかりとご検討いただいて、来
年度からでも婚活の要件として活かされるよう希望しておきたいと思えます。実施
の時期については国の補助金の関係もありますので、確定次第に若い方々に向けて、
実のある施策、支援としてPRをしていただくよう、希望しておきたいと思えます。

以上、お伺いをし、質問を終わります。ありがとうございました。(長根議員着席)

○総務課長(澤田充君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、総務課長、澤田充君。(総務課長起立)

○総務課長(澤田充君) ハイ、それでは長根議員の消防団員確保の取り組み等
についての再々質問にお答えをいたします。

団員の報酬引上げ等の処遇改善につきましては、近隣町村の動向等を踏まえなが
ら、今年度末を目途に検討をしてみたいと考えております。

以上でございます。(総務課長着席)

○産業振興課長(引敷林広貴君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) 産業振興課長、引敷林広貴君。(産業振興課長起立)

○産業振興課長（引敷林広貴君） ハイ、それでは長根議員のご質問にお答えをいたします。

まず1点目の遭遇時の対処方法等の件でございますけれども、これについては遭遇時の、対処方法というパンフレットございますので、そちらを使っただけの広報とか町の広報誌などで、町民へ周知をしてきているところでございます。今後においては目撃等があった地域の方々へのパンフレットの配布や、また、学校を通じて子ども達への周知など注意喚起により一層努めていきたいと考えてございます。

それから2点目の捕獲方法などの対応についてでございますけれども、被害状況を踏まえつつ、捕獲の必要性が生じた場合には、周辺住民に周知をしながら、また、周辺の住環境などを考慮して、罠や銃器により捕獲するというところとしているところでございます。

以上でございます。（産業振興課長着席）

○すこやか健康課長（長根清子君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） ハイ、すこやか健康課長、長根清子君。（すこやか健康課長起立）

○すこやか健康課長（長根清子君） ハイ。

はい、それでは結婚新生活支援事業につきましては、若い方々が子育てしやすい町となるよう、PR等も検討した上で、実施の際にはPR等をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。（すこやか健康課長着席）

○議長（林貢君） 以上で7番、長根岩夫君の質問を終わります。

4番、大下修君の質問を許します。

あ、ちょっと待ってください。消毒します。

ハイ、それでは4番、大下修君の質問を許します。

○4番（大下修君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） はい、4番、大下修君。

○4番（大下修君） 4番、大下修です。よろしくお願いします。（大下議員登壇）

4番、大下修です。よろしくお願いします。まず、6月の定例会に質問の機会を与えていただきまして、感謝申し上げます。

全国的に地方は二元代表制をとっており、住民が直接選挙で町長と議員を別々に選び、町長は予算や条例などの議案を議会に提出したり、人事を決めたりする権限を持ち、議会は議案の議決などで町長の行政運営を監視する役割を担っております。この二元代表制の意義を肝に銘じながら、今後も活動をしてまいりたいと考えているところでございます。

今回、説明させていただきます特別会計公共下水道事業については、何名かの町民の方から、事業の進捗状況、完成年度や公債費の増大、町債残高の多さなど、「下水道事業は大丈夫なのか」と財政的に不安や心配の声を伺っているところでございます。是非、この不安や心配を解消できることを希望するものです。

国は、下水道は、トイレの水洗化や水質保全に欠かせないインフラであるとして進めてきました。建設費用が巨額なため、その整備には、国の補助制度、補助率2分の1と、補助部分の財源として、長期低利子金融制度、償還期間30年の借金を、借金が設けられるなど、国を上げての手厚い財政支援により進められてきました。また、その償還財源として地方交付税が措置されることで、議会や住民に説明しやすかったことで進んできたと理解しております。

しかし、ある大学の先生の考察で、当町にそっくりな事例考察があったので、参考に供したいと思えます。「下水道の総事業費は大きく、自治体予算数年分の規模になっている自治体が珍しくもない。当町の場合は自治体予算約50億として、3倍、3年分、154億円の全体計画の事業費でした。その分、借入金額も大きくなり、償還財源は一般会計からの繰入れに頼らざるを得ないので、採算を十分に考えないで始めた下水道事業は、自治体のほかの事業へも影響し、財政を長期にわたり圧迫する。下水道事業の借金は償還期間30年であるが、中小規模の下水道では使用料収入では返済できないため、一般会計から繰入れと資本費平準化債という事実上の繰延資金を借りて、10年間償還を延長する自治体が多くなっている。償還が終わるころには、施設が老朽化し、更新時期を迎えるので、借金を繰り返すことになる。

このように一度過大な計画の事業を始めると借金漬けの状態となり、事業区域を縮小するなど、大胆に見直さない限り運営できなくなる。」とあります。また、「対象区域の人口が減少しても、浄化槽センターを整備したから、最後までやるというスタンスで取り組んでいるところが多い。まだ危機感が現実となっていないところが問題の深刻さがある。」と結んでおります。まさに当町に当てはめるのではないかと危惧しております。

また、公共下水道の場合、借金は出来るが、借金を返す方法が難しいと、このような一例を早期に理解し、事業を変更したり、休止したり、廃止する自治体が全国に多くあります。青森県においても、下水道事業を行っていない自治体は、8町村あります。その中で下水道事業を早い段階で休止した市町が、黒石市、野辺地町、横浜町と、3つの自治体です。この3つの自治体が、早い段階に事業に着手し、数年の経過をもって、事業の見直しや休止を行いました。町全体の事業への影響を最小限に食い止めた、といっても過言ではないでしょう。

そして、国からの平成26年、持続可能な汚水処理システム構築に向けた、都道府県構想策定マニュアルを受け、下水道事業の見直し、完全撤廃、廃止を決定しております。この3市町は、全体計画策定後および着手数年で、事業の変更休止を選択し、決断したことは、下水道事業の負の部分回避した大きな成果であり、学ぶべきと思います。三戸郡における動向として田子町は下水道事業を行っておりません。合併浄化槽で目的を達成しようとしております。南部町においては全体計画の見直しを2回程行っており、下水道事業に対する財政的危機意識はあるものと推察されます。

当町の下水道事業は平成9年度に石鉢・赤保内地区を対象とした「階上町公共下水道全体計画」を策定し、平成11年度に87haの事業認可を受けて、事業に着手して、下水道整備の促進を図り始めました。平成21年から一部供用開始、全体計画の総事業費は154億円で、一般会計の3倍、3年分といっても過言ではないです。総面積は476ha、令和7年度の完成を目指してスタートしました。現在の認可区域は、191haで、全体の40%であります。処理区内の人口密度は、haあたり24.5人と、採算ラインといわれる40人を大きく下回っております。

それでは公共下水道事業の経過と町債残高について伺います。

「階上町公共下水道全体計画」で策定した、下水道の完成年度は令和7年であり、令和3年の現在の進捗率は80%~90%に達しているはずでありました。しかし、現在の進捗率は、事業を着手してから20数年経過するも、認可区域で40%未達の状態であります。全体計画の期限を遵守するためには、現在の約倍の7億前後の予算で進めなければならなかったと思われます。平成30年度の説明資料では町の自主財源は29%と低く、財政基盤の、脆弱さが窺われるとしております。町のほかの事業に影響することから事業費を減らして完成年度を先送りしたと思います。事業費を減らし、完成年度を先送りした明確な理由を伺いたいと思います。

次に下水道の、処理区域内の加入率・水洗化率は、令和元年度で57.9%であります。決算書を見ると、分担金及び負担金、ならびに使用料及び手数料の収入未済額は、平成26年度、私が持っている資料では、この平成26年度が最大で1千4

百万であります。不能欠損額の最大は、令和2年で4百万円であります。この加入率、水洗化率と収入未済額及び不能欠損額の結果を見ると、下水道事業は一部の方々
の強い要望があるものの、下水道事業を望んでいる方々が大多数とは思えませんが、
町の見解を伺います。

次に、下水道事業特別会計の町債残高は、平成18年で5億3千万円であったものが毎年増加し、令和3年で20億9千万円。15億6千万円増加しております。漁業集落排水事業特別会計の町債残高は、毎年減少して1億3千万円です。町の一般会計の町債残高は、毎年減少し、令和3年53億9千万円であります。

参考までに、これらを全部合わせると、町の町債残高は、令和3年で76億1千万円となります。下水道事業に、あと2千万から5千万を一般会計から繰入れすることで、町債残高を減少させることが出来たはずです。

漁業集落排水事業は、平成3年で経営戦略の計画よりも早く、7千万円以上町債残高を減少させております。しかしながら、下水道事業の経営戦略では、平成元年の20億5千万をピークに、平成3年度は20億3千万円に減少させる計画であったものが、20億9千万円に増加しております。なぜ下水道事業の町債残高を、だけを増加させるのか理由を伺います。

次に公共下水道事業区域外人口と区域外で合併浄化槽を設置している人数を伺います。

続きまして、公共事業下水道の今後について伺います。

前段でも述べた通り、公共下水道事業に対しては、町民からも心配の声が上がっております。また、当町の財政状況が厳しい中、少子高齢化および人口減少が進む町の現状を考えれば、ほかに優先すべき事業があることから、下水道事業への投資及び事業経営は非常に厳しいものと予想されます。現にこのような財政事情により、平成30年の公共下水道事業計画では整備事業費を平成38年度まで、年間1億3千万から1億5千万円程度で普及の促進を図ることとしております。本事業の整備完了を何年後と計画しているのか、総事業費と合わせて伺います。

また、町の下水道経営戦略では、町債残高を令和元年、20億5千万円をピークに減少させていく計画となっておりますが、今現在の令和3年度で逆に4千万増加する予定です。減少計画の減少幅も10年で1億から2億程度と少ない計画です。事業の整備完了時の町債残高を伺います。

以上で、壇上からの質問を終わります。ありがとうございます。（大下議員降壇）

○町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） 町長、浜谷豊美君。（町長登壇）

○町長（浜谷豊美君） それでは、大下議員のご質問にお答えいたします。

まず、答弁に入る前に、公共下水道事業の進め方について説明をいたします。議員ご案内の通り、公共下水道事業は、平成 9 年に全体計画を策定し、平成 11 年度に 87ha について最初の事業認可を受け、その後、平成 16 年度に 102ha、平成 25 年度に 191ha、と見直しを図った「事業認可」に基づいて、現在、事業を進めているところであります。

それでは、1 点目の公共下水道事業の経過と町債残高 21 億円についての件であります。始めに、整備事業費を減らし、完成年度を先送りした理由とのことですが、前段で御説明した通り、公共下水道事業は、事業認可に基づいて事業を進めているものであり、事業認可並びに変更申請時には、その時点での、町の財政状況や他事業との調整などを考慮しながら、プライマリーバランスに配慮した計画をその都度作成し、進捗を図っているものですので、ご理解をいただきたいと思います。

また、事業認可期間中の「物価の高騰」や「人件費の上昇」等による事業への影響については、期間の延長など事業認可の変更により対応することとされております。

次に、毎年の決算書における収入未済額や不能欠損額と下水道事業の要望との関係性についてであります。負担金の現年度収納率は、令和元年度決算額で 96%、使用料については、98%となっているもので、ほとんどの方に納入いただいております。不能欠損については、負担金、使用料とも、5 年経過により「債権の時効」を迎えたもので、その主な理由は、本人の死亡、生活困窮や生活保護世帯などが理由であり、事業要望との関係性は無いものと考えております。

次に、下水道事業の町債残高だけを増加させている理由とのことですが、現在、公共下水道事業は一部供用をしながら、整備を進めている最中であり、事業認可計画作成時に、町の財政状況を勘案しながら、町債の償還額と借入額を設定しているもので、事業完了までは、町債総額については増減を繰り返しながら進んで行くものと考えております。

また、下水道事業費についてであります。2 分の 1 を国庫補助、残りの 2 分の 1 については、全額起債が認められる事業であり、起債額の約 44% について交付税措置を受けることができるため、単独費のみで事業を展開するよりも、町財政にとって有利となるものであります。

次に、公共下水道事業区域外の人口と合併処理浄化槽の設置人数についてですが、令和 3 年 3 月末時点において、区域外人口は 4,181 人、区域外の合併処理浄化槽

設置人数は1,528人となっております。

公共下水道事業の「区域内」及び「区域外」の考え方につきましては、平成30年6月議会定例会の郷州議員からの一般質問に対し、答弁しているところでありますが、「区域内」に関しましては、県において、少子高齢化や人口減少によって、世帯構成や地域の散在、空洞化など社会情勢の変化に対応するため、平成28年度に「第4次青森県汚水処理施設整備構想」を策定しており、将来人口の推計や使用水量の変化など、5年ごとに事業を検証することとしております。

本町においても、その結果を踏まえ、現在の公共下水道全体計画区域476haについては、下水道事業が有利との判定に基づき、効率的な下水道整備に努めているものであります。

「区域外」に関しましては、合併処理浄化槽による整備を併せて進めているところであります。

次に、2点目の公共下水道事業の今後についての件ではありますが、整備完了予定年度及び概算総事業費については、現在、事業認可を受けている区域において、物価や人件費などの社会的影響を考慮せずに試算すると、事業完了は概ね令和7年度となり、令和4年度以降の事業費総額は、およそ4億6千万円となります。

次に、事業整備完了時の町債残高予定であります。事業整備完了時点での町債残高は約19億6千万円となる見込みであります。

以上でございます。(町長降壇)

○4番(大下修君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、4番、大下修君。

○4番(大下修君) ハイ、4番、大下修です。(大下議員起立)

答弁ありがとうございます。なかなか議論が噛み合わないと思っております。

まず、あの1点、伺いたいことはですね、全体計画の中での、策定時の対象人口を、伺っておきたいと思っております。

そして次に、今までに整備した下水道事業の1戸あたりの整備金額についても伺いたいと思っております。

3番目として、公共下水道事業の全体計画476haのうち191haは認可を受けて進めているところでございますが、今後整備を進める予定の認可を受けていない285haの人口と、その区域内で合併浄化槽を設置している人数を伺いたいと思っております。

この下水道事業は、認可を受けたところの説明だけでありましたが、全体の下水道事業の予定を、ある程度の予想でも構わないのですけれども、示していかねば、なかなか、この事業の状況というのは理解出来ないかと思えます。その辺の説明をしていただけないものか、とっております。

以上です。よろしくお願いいたします。(大下議員着席)

○建設課長(地代所誠君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) 建設課長、地代所誠君。

○建設課長(地代所誠君) ハイ。(建設課長起立)

それでは大下議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず、全体の対象人数ということでございましたけども、現在区域内人口につきましては、8,006人という風になっております。

それから1戸あたりの事業費についてということでございましたが、1戸あたりというものについての考え方でございますけども、これまで事業を進めてきた事業費の総額を、単純に現在の対象人数で割り戻すというような方法で、算定をさせていただきますと、大体1人あたり150万円ぐらいということでございます。ただし、これにつきましては処理場なりポンプ場なり、これから追加工事をしていって人数が増えていく際に、変わらない数値も入ってございますので、今後このまま進めていけば事業費については下がっていくものと、いう風に考えております。

それから認可区域の人口ということでございましたんで、

○4番(大下修君) 認可区域、外。

○建設課長(地代所誠君) あ、認可区域外。認可区域外の人口ということでございますので。認可区域内につきましては、令和3年度の、3月末時点ということにはなりますけども。認可区域外ということですので、大蛇の漁集の地域の人口も含めることとなりますけども、5,116人が468ha以外の人口ということになります。

○4番(大下修君) すみません。全体計画の中の認可区域外。今、ここで言っている1ha、認可で言っていますけれども、残り285haの人口と合併浄化槽を設置している人数です。

○建設課長（地代所誠君） 先程のうちのほうで、先程町長が答弁した数値で、認可区域内の、で、これから事業認可を受けていないところの人数、人口ということで答弁をさせていただいております、それが 4,181 人ということでございます。

それで、その中の合併処理浄化槽ということになりますと、1,802 人がその中の合併処理浄化槽の人口ということになります。

それから、最後の全体事業の下水道の予定を示すというお話でございますけども、最初に事業の考え方を説明させていただいておりますけども、町の大きな事業という考え方になりますと、極端なもので話をしますと、総合振興計画などなど作って、策定をして、改正をして、進めていく。で、総合振興計画の下には事業実施計画、いわゆるローリング計画というものを町でもって、その都度改正しながら進めていく、ということでございますので、現段階では今認可をしている 191 h a の完了に向かって進めていくという答弁になるかと思っております。

以上でございます。（建設課長着席）

○4番（大下修君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） ハイ、4番、大下修君。（大下議員起立）

○4番（大下修君） ハイ、4番、大下です。答弁ありがとうございます。

全体計画の策定時の人口が 8,006 人ということですね、ございました。また、1戸あたりの整備金額は、1人あたりで 150 万という回答をいただきました。これが、2人家族、3人家族であると 300 万、450 万という整備金額となります。合併浄化槽の設置は大体 100 万から 150 万だと思いますので、それよりも相当高い金額であるなあ、と思います。この辺、効率的なのかどうか、ちょっと疑問に思うところであります。

3番目の全体計画 476 h a のうち、191 h a は認可を受けて、ほぼ終了する予定であります。認可を、この内の認可を受けていないところ、285 h a、赤保内地区だと思います。その人数は大体 4,000 人ぐらいだと思います。色んな資料から見受けられました。その内、約 2,000、半分ですね。半分がもうすでに合併浄化槽を設置しているものであります。とすると、今後、事業の進捗 60%を、2,000 人のために進めるということになります。住民サービスとして必要なことでもあるかとは思いますが、本当にこれでいいのか。詳細をですね、もっと数字をですね、持ち寄って、1度検証する必要があるのではないかな、と思っております。野辺地町では検討委員会を開いて、事業に影響がある、ほかの事業にですね、影響があるとい

うことで、一時休止を決定しました。この公共下水道整備計画検討委員会を設置する必要があるかと思いますが、見解を伺いたいと思います。

また、議会だよりナンバー34の一般質問で健全な事業運営に努める、効率的な事業の推進を図ると、この下水道計画について答えておりますが、具体的にはどのようなのか、数字をもって伺いたいと思います。

そして最後になりますけども、平成30年度の議会だよりナンバー34では、下水道構想の検証をし、とありますが、具体的に検証した結果を伺って質問を終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございます。(大下議員着席)

○建設課長(地代所誠君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、建設課長、地代所誠君。

○建設課長(地代所誠君) ハイ。(建設課長起立)

それでは、大下議員の質問にお答えしたいと思います。

まず最初の認可区域外のことについてでございますけども、具体的には先程の答弁の通りということになるかとは思いますが、ただ、赤保内地区の合併処理浄化槽の設置人数云々という話がございましたけども、全体的には当然、合併処理浄化槽も並行して進めていくというところでございますが、ただ、合併処理浄化槽の耐用年数から申し上げますと、合併処理浄化槽のほうは20年から30年くらいという風な形、下水道にいたっては最長で70年くらいもてる部分もあるという風なところもありますので、最初合併処理浄化槽を使った方も、最終的には下水道のほうに参加していただけていく、という風なことになるかと思っております。

また、野辺地町の例を、お話をいただいておりますけども、当町としましても、先ほど来申し上げている通り、事業の認可を受ける際には、そのときの町の財政状況、それからプライマリーバランスや他事業との関連を考慮しながら、設定をしておりますので、まさに現在の1億3千万から1億5千万円という事業費になっているというのは当然他事業とのバランスを考慮したものという風にご理解をいただきたいと思いますという風に思っております。

また、検討委員会というふうなお話でございましたけども、ただいま答弁の通り、下水道につきましては県の汚水処理構想を始め、各種構想計画によって、経営戦略でありますとか、そういうものを策定しながら進めているところでありますので、検証についてもそちらで進めながら、下水道について事業を展開をしまいたい

という風に思っております。

また、最後のこれまでの答弁の、健全の経営管理云々あたりでございますけども、それについてもただいま答弁した通りでございますして、他事業とのバランスを考えながら下水道の事業については推進をしていくという方向で、町としては考えるという風なことでございます。下水道事業につきましては、以前、町長の答弁の、先程の答弁の中にもございましたけども、30年の6月の議会で答弁しているところでございまして、社会情勢などの変化に対応するための県の構想などなどを利用しながら進めていくという風なところでございます。

説明は以上でございます。(建設課長着席)

○議長(林貢君) 以上で4番、大下修君の質問を終わります。

10番、松尾國治君の質問を許します。

○10番(松尾國治君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) 10番、松尾國治君。

○10番(松尾國治君) 10番、松尾國治です。(松尾議員登壇)

10番、松尾國治です。本定例会に一般質問の機会を頂きまして、ありがとうございます。未だ終わりの見えない新型コロナウイルス感染症ですが、ようやくワクチン接種が開始されました。ちょっと長根議員と共通することが多いので、割愛させていただきます。早く全国民の接種が終了することを願うばかりです。そういう中、先日嬉しいニュースがありました。北海道・北東北の縄文遺跡群が世界文化遺産登録されることです。2007年12月に始まった登録に関する申請運動と困難なことであるとされておりました。ようやくという感はありますが、関係する方々には心より敬意を表したいと思っております。それでは通告に従い、質問させていただきます。今回は最近町民からの質問が多かった3件を取り上げさせていただきました。

1つ目は、文化施設(図書館、資料館等)とスポーツ施設(体育館)の建設についてです。図書館や資料館を含む複合的な文化施設と、スポーツ施設として新体育館を建設したいと以前の質問でも前向きな構想を示されておりました。大変共感を覚えるものですが、その後これらに関する計画は進んでいるのでしょうか。現在の状況を伺います。

次に2番として、新型コロナウイルスワクチン接種についてです。個人接種に始まり、集団接種も前倒しし、実施されています。すでに2回接種されている方もい

らっしゃるようですが、現在予定通りに進んでいるのでしょうか。又、副反応等についての状況も合わせて伺います。

3番目に、コロナ禍でのイベント開催について伺います。今年度もほとんどのイベントが中止と決定されていますが、今後のイベントについて開催か、中止か、決定されているものについて伺います。また中止の場合、代替イベント等あれば合わせて伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。ありがとうございました。(松尾議員降壇)

○町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） 町長、浜谷豊美君。(町長登壇)

○町長（浜谷豊美君） それでは、松尾議員の御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の文化施設（図書館・資料館等）とスポーツ施設（体育館）の建設についての件であります。これは長年の懸案事項でもあり、実現に向けて取り組んでいるところであります。町としましては、「第5次階上町総合振興計画」の中で、整備の検討について位置づけると共に、「都市計画マスタープラン」を見直し、「立地適正化計画」の策定を進めており、これまでの状況につきましては、議員の皆様にも御報告させて頂いているところです。

その後の進捗状況につきましては、令和3年度中に「都市計画マスタープラン」の見直しの完了及び「立地適正化計画」策定を完成する予定となっております。

現在は、庁内会議において、施設の建設候補地の検討や居住誘導区域、都市機能誘導区域の設定について、検討を進めているところであり、今年度中に、県及び国のヒアリングを受け、都市計画審議会や町議会への説明などを経て、決定する予定としております。現在のコロナ対策と町の財政状況を踏まえ、事業の実施に際しては、国や県などの補助事業採択に係る協議や設計などの手続が整い次第、議員の皆様にも御説明の上、着手してまいりたいと考えております。

次に、2点目の新型コロナウイルスワクチン接種についての件であります。まず、接種に関する進捗状況につきましては、町内での接種に関しては、7月27日から、65歳以上の高齢者の個別接種と、福祉施設入所者及び従事者の接種を、町内2医療機関及び介護老人福祉施設等において開始しております。

また、町内医療機関従事者の接種については、4月26日から実施しております。これまでの接種状況につきましては、6月5日現在、町内における接種済の方は1,210人、延べ1,963人となっております。この内、町内の65歳以上の高齢者

は 997 人、延べ 1,588 人となっております。また八戸市内の医療機関の個別接種につきましては、八戸市医師会に協力要請をし、八戸市と「新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種に関する合意書」を交わし、5月24日の週から接種が開始されているところですが、正確な接種人数は把握されておられません。

本町での接種予約状況は、当初から予約の混乱を避けるため、ハガキで申込みを頂いており、6月4日までの接種希望者は3,077人で、全体の67.3%となっております。

町内 2 医療機関の申込者については、当初インフルエンザ予防接種の申込状況を基に 1,600 人程度を想定しておりましたが、申込希望者が多数となったため、実施計画の見直しを行いました。その一つとして、個人の希望を尊重しながら、可能な方は、個別接種から集団接種に移行して頂き、集団接種の日程や接種人数を増やし対応しております。その後八戸市医師会、八戸市総合健診センター 及び 青森県総合健診センターの御協力と御支援を頂くことによって、6 日間 2,480 回分を増設することが可能となりました。

当初の計画と合わせますと、14 日間で2,800回分、接種実人数では1,400人の接種見込みとなりました。また、集団接種の場合、接種会場に従事する医療専門職の人材確保が必要となります。先日、接種やワクチン充填、服薬内容の確認等の業務を担う「在宅看護師」や「八戸市薬剤師会」から、自主的に協力したい旨の力強いお話があり、15名以上の医療職の御支援を頂くことが可能となりました。

このように、人材確保に見通しがついたことで、当初計画より大幅に集団接種体制が充実し、1 回当たりの被接種人数の増加につながっております。今後においては、八戸市内の医療機関で予約を取れない方や申込に悩む方等を含め、希望する方が早期に接種できるようにするため、医療従事者の派遣等の課題を整理し、国や県に解決のための支援について要請すると共に、体制整備に鋭意努力してまいりたいと考えております。

また、本町独自の取り組みとして、地域の感染拡大防止の観点から、クラスター発生予防につなげるため、町民市民を問わず、町内に勤務する、高齢者・障害者施設職員に加え、保育所や認定こども園、小中学校などの教育機関職員の方々への予防接種についても、高齢者接種と並行して実施することを目指しています。

次に、2つ目の副反応につきましては、発熱や接種部位の腫れ、倦怠感等の一般的な症状に対する相談はありますが、重篤なアナフィラキシー発生の報告は、現在のところ受けておりません。今後も、医療機関と連携し、副反応や接種相談に対応しながら、町民の生命と健康を守ってまいりたいと考えております。

次に、3点目のコロナ禍でのイベントの開催についての件ではありますが、昨年からは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、例年開催しているイベント等について、中

止や延期、又は感染防止対策を講じながら、規模を縮小して開催するなど、その都度、感染状況を見極めながら対応してまいりました。

今年度におきましても、昨年と同様に、町民の皆様の生命と健康を守ることを最優先に考え、感染状況を見極めながら、イベント開催の可否について判断してまいります。

議員御質問の今後のイベント予定及び中止の場合の代替イベントについてですが、「はしかみ臥牛山まつり」と「はしかみいちご煮祭り」については、今年度も中止することとなりましたが、規模を縮小して、代替イベントを開催する運びとなりました。

このほかにも、延期となった成人式については、青い空と海、緑の芝生の中で「あおぞら成人式」として行う予定であり、又、町内駅伝競走大会に代わるイベントとしては「はしかみリレーマラソン」を実施する予定などがございます。

また、今週 11 日に開催予定の聖火リレーにつきましても、先般の議員全員協議会で大江議員からも十分な対策をとって頑張してほしい旨の激励を受けましたので、予定通りの開催としたいと考えております。

これらの今後のイベント予定及び代替イベントの詳細につきましては、この後、各担当課長から答弁させます。

以上でございます。（町長降壇）

○産業振興課長（引敷林広貴君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） 産業振興課長、引敷林広貴君。（産業振興課長起立）

○産業振興課長（引敷林広貴君） はい。それでは、松尾議員の御質問にお答えをいたします。

私からは、3点目の「コロナ禍でのイベント開催について」の件の産業振興課が担当します主なイベント 3 件につきまして、お答えいたします。例年開催しております「はしかみ臥牛山まつり」と「はしかみいちご煮祭り」につきましては、階上町産業振興委員会において、今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、「中止」を決定し、規模を縮小して代替イベントを開催することとしております。

「はしかみ臥牛山まつり」の代替といたしましては、既に「階上岳つつじビューフェスタ」を開催しております、期間を 5 月 15 日から 6 月 13 日までといたしまして、登山口周辺に情報パネルを設置して、入山者等へ山つつじの開花情報の提供をしております。

また、キッチンカーや露店などによる「テイクアウトフェア」を、6月の第1・第2の土曜日・日曜日に行うこととし、先般第1土曜日、日曜日にはシャトルバスも370名の利用がありまして、大変好評でありました。さらには、6月10日に、コロナ終息祈願といたしまして階上岳麓の3か所において、花火を打ち上げる「春の元気玉HANABIリレー」を行う予定としております。

次に「はしかみいちご煮祭り」の代替といたしまして、「はしかみいちご煮フェスタ」を7月10日から18日まで開催し、町内の協賛店において、コロナ対策を十分に行っていた上で、いちご煮の提供を行う予定であります。

また、8月14日には、東日本大震災から10年を経過いたしまして、復興祈願として、階上海岸4か所において、花火を打ち上げる「夏の元気玉HANABIリレー」を行う予定としております。

また、全国巨樹・巨木林の会の要請を受けての「全国巨木フォーラム」につきましては、現時点では10月9日、10日に予定をしておりますが、コロナ感染状況を注視しながら、規模縮小など感染拡大防止対策を講じながら実施することで、準備を進めているところでございます。

以上でございます。(産業振興課長着席)

○教育課長(濱浦孝子君)ハイ、議長。

○議長(林貢君) 教育課長、濱浦孝子君。

○教育課長(濱浦孝子君) はい。(教育課長起立)

それでは、私からは、3点目の「コロナ禍でのイベント開催について」の件の教育委員会が担当します主なイベント5件につきまして、お答えいたします。

1つ目ですが、7月11日に、「はしかみりレーマラソン」を、小舟渡廿一平で行う予定です。これまでの町内駅伝競走大会を廃止し、新たなイベントとして実施するもので、競争ではなく、職場、仲間、家族等で楽しんで走ることを目的としたマラソンで、1チーム10人以内とし、町内居住者または在勤者のみの参加としております。

2つ目は、8月14日の「令和3年あおぞら成人式」です。1月10日から延期となっていたもので、ハートフルプラザ・はしかみがワクチン会場となっていることもあり、青い空と海、緑の芝生を舞台とし、小舟渡廿一平の自然の中での開催を予定しております。当日は、ユーチューブ配信も行う予定です。なお、コロナ禍の開催ですので、参加にあたっては緊急事態宣言等地域からの参加は御遠慮いただく

こととしております。

3つ目は、9月26日の「町民大運動会」です。選手を集めることが困難との各支部の声から、昨年度開催した体育行事検討会の意見を踏まえ、見直しをいたしました。レクレーション要素の強い新種目や年齢制限緩和等をしながら、皆が楽しめるプログラムとし、半日開催で計画をいたします。9支部の予定ですが、町民駅伝のように合同チームでの参加も可能としております。

4つ目は、10月30日・31日の「町民文化祭」ですが、ハートフルプラザ及び駐車場全体を、ワクチン接種会場として使用するため、ただいま開催場所を含め、検討中でございます。

5つ目は、1月9日の「令和4年成人式」です。ハートフルプラザで開催予定ですが、夏以降に実行委員会を立ち上げますので、これからの計画となります。コロナ禍ですので、来賓案内の縮小や保護者席なし、会食なしなど、今後、実行委員会を中心に検討する予定となっております。イベント及び行事等について決定しだい、広報等を通してお知らせすることとしております。

最後に、今週11日金曜日に、東京2020オリンピック聖火リレーが行われますが、コロナ禍であることが大変懸念されております。本町では、海岸線3.5キロを17人のランナーが200メートルずつつないで走りますが、沿道の観覧者が密集しないよう、ソーシャルディスタンスを保ちながら、スタッフが呼び掛けたり、無線で連絡をとったりしながら、対策をとってまいります。また、ミニセレブレーション会場である、ハマの駅「あるでい〜ば」も入場者を最小限とし、検温・消毒等の感染対策をとって聖火リレーに臨みます。

以上でございます。(教育課長着席)

○介護福祉課長(中屋敷司君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) 介護福祉課長、中屋敷司君。(介護福祉課長起立)

○介護福祉課長(中屋敷司君) それでは、松尾議員の御質問にお答えいたします。

私からは、3点目の「コロナ禍でのイベント開催について」の件の介護福祉課が担当します「敬老会」につきまして、お答えいたします。敬老会につきましては、6月中旬に区長会役員会において、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて、方針を決めていただき、主催者となります区長の皆様から、7月上旬開催の区長会議において、実施の有無を含めて、方向性を決定していただく予定としております。

以上でございます。(介護福祉課長着席)

○10番（松尾國治君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） 10番、松尾國治君。（松尾議員起立）

○10番（松尾國治君） はい、ご丁寧な答弁、大変ありがとうございました。

先ほど申し上げました北海道・北東北の縄文遺跡群には残念ながら階上町は含まれていないわけですが、もちろん当町にも他へ誇れるさまざまな出土品や貴重な資料等もたくさんあります。それらを展示し、広く拝観していただけるようにすることが、後世への努めだと思っております。今年度中にマスタープラン策定するという答弁ありましたが、是非具体化できればいいなあという風に思います。資料館、図書館について、昨年廃校になった小学校2校、どちらかの建物を再利用するか、というようなご意見もあろうかと思いますが、2校とも残念ながら津波浸水区域にあります。貴重な資料等を展示するには、残念ながらふさわしくありません。

また、新体育館についてですが、現在ある二つの体育館は老朽化しつつあります。廃館になる前に是非実現をしてほしいと思います。町長は就任以来、一貫して財政の健全化に取り組み、大きな成果をあげていることは町民の皆さんも認めるところであります。そのような中、町長の残り任期も半年となりました。簡単なことではないでしょうが、何とか道筋をつけていただきたいと思います。

次にワクチン接種についてですが、予定よりも進んでいるということで、非常に心強く思いました。副反応についても軽微なものはほとんどないと、重篤なものもなかったという答弁であります。これから若い人に移っていく訳ですが、若い人の方が抵抗力があるので、若干副反応が高齢者よりも多く出るという話を聞いていますので、そこら辺のこと考慮いただきたいと思います。

先ほど町長からも話がありましたが、重度の副反応では、アナフィラキシーとして、湿疹、息切れ、蕁麻疹等があるとされています。集団接種会場での対策は、どのようになっているのか伺います。あと、2回接種終了された方は何名になるのでしょうか。これも伺いたいと思います。

代替イベントの関連については、はっきりと、全て中止というのは少ないようですが、安全を優先しつつ、より慎重に、かつ大胆に進めていただくことをお願いします。（松尾議員着席）

○すこやか健康課長（長根清子君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） はい、すこやか健康課長、長根清子君。（すこやか健康課長起立）

○すこやか健康課長（長根清子君） それでは、松尾議員のご質問にお答えいたします。まず始めに、先ほどの答弁の中で、町内での接種の開始時期について、7月27からとご説明申し上げましたが、正しくは4月27日となります。大変申し訳ございませんでした。お詫び申し上げ、訂正させていただきます。

それでは、質問の内容に入りたいと思います。松尾議員からは予防接種の2回目の接種の方、それから副反応に関するご質問と承っております。

まず、2回目の接種について先にご説明させていただきます。当町の2回目の接種につきましては、1回目接種の3週間を経過した方に接種してございます。八戸市内などの医療機関での接種は含まれておりませんが、町内で接種の人数は6月5日現在で、2回目接種は753人、このうち65歳以上の高齢者は591人となっております。

また、副反応についてのご質問ですけれども、若い方の副反応がこれから懸念されるところでございます。そのため軽微の副反応等につきましては、現在も相談が寄せられてございますが、主に接種医やかかりつけ医、薬剤師等に相談するようにお知らせしております。また、役場にごございます対策室でも具体的な相談に乗っておりますので、ご利用いただければと考えております。

そしてまた、集団接種会場における副反応への対応ということでございますが、厚生労働省の対応マニュアル及び市内医師会との協議に基づき、応急的に対応できる範囲の中で、医薬材料や救急用品を整えております。

また、救急搬送体制について、階上分署や八戸市民病院と協議したり、シミュレーションを行い、対応してございます。八戸市民病院には集団接種当日、事前に連絡をして、情報共有をしながら、救急体制を整えております。また、集団接種会場では、接種後の健康観察中に体調に変化があった場合、すぐに即急に対応するために看護師を配置してございます。また、国内においても、アナフィラキシーが発生しているということがございますので、可能な限り、医師を2名体制で対応できるように依頼し、集団接種については救急体制を整えてございます。

以上でございます。（すこやか健康課長着席）

○10番（松尾國治君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） はい、10番、松尾國治君。（松尾議員起立）

○10番（松尾國治君）はい、ありがとうございました。ワクチン接種の優先順位として、当初は介護施設の職員とか、他の施設の職員等、優先順位として対象外としてた、後から聞いたところによりますと、町長のご尽力により高齢者と並行して行えるようになったと聞いております。施設の職員等から感染するケースが多く報道されていたので、大変良かったと思います。

また、当町のワクチン接種が大きな混乱もなく、順調に推移しているのは、やはりハガキによる申し込みを取り入れたことが、良かったのだと思われます。これを考え実行した職員の方々には、褒める言葉しかありません。本当によくやってくれました。

最後になりますが、町長には新体育館と複合型文化施設を自らの手で実現していただくことを切に希望いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。（松尾議員着席）

○町長（浜谷豊美君） はい、議長。

○議長（林貢君） 町長、浜谷豊美君。（町長起立）

○町長（浜谷豊美君） 松尾議員の要望ということで、受け止めておりますが、先ほど申し上げました、長年の懸案の事案でございます、国、県のヒアリングを含めて慎重に、そして確実な手法で今現在進めているところであります。担当課をですね、連携しながら、今取り組んでいる最中でありまして。手で、と言われましても、任期が限られている状況の中でありまして、この残された、与えられた任期でしっかりとしてですね、今後に向けての道筋というものを考えて、取り組んでいきたいと思っております。以上であります。（町長着席）

○議長（林貢君） 以上で10番、松尾國治君の質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

開会時刻は午後1時30分からといたしたいと思っております。よろしく願いをいたします。（休憩 午後12時4分）

○議長（林貢君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。（再開 午後1時30分）
2番、寅谷正君の質問を許します。

○2番（寅谷正君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） 2番、寅谷正君。（寅谷議員登壇）

○2番（寅谷正君） 2番、寅谷正です。よろしくお願ひします。

はしかみ、広報はしかみ全世帯配付の件についてであります。どうして、階上町では「広報配付」というごく当たり前のことが何年にも亘って実現されないのでしょうか。5月初旬に広報とともに配付された「はしかみ議会だよりNo.45(2021年3月議会報告)」での町長が言っている「町内会との関係性とは、何ですか？」と町民に質問されたので、「私の推量するところでは、住民税を払っていても町内会に未加入の町民にまで広報を配付すると、入っている人たちが馬鹿らしくなり、町内会をやめるかもしれない」という意味のようです。だから、差をつけないと、「町内会への加入率」が上がらないという理屈です、と説明しました。

階上町におけるこのことの諸悪の根源はどこにあるのかを最初から考え直してみました。“区長、まあ行政委員ですね、と区長と町内会長が同一人物になっていることであると思います。これは絶対に辞めなければならないと思います。町内会は行政の下請け機関ではなく、町内会のスリム化が必要だ。こういう中で、全国のある町内会では、これまでの役割を全て見直し、地域の祭りや防災の2つだけにしたという例もあげられています。「広報配布」に関しても安易に引き受けるべきではないとNHKの特別番組では放映していました。

つまり、階上町では、役場行政が町内会を壊しているのである。行政、行政委員（区長）は、町長の指示命令によって行動する立場にあり、これをはずれて勝手なことができない。しかし、町内会長は、住民に寄り添い、住民の住みよい環境や利益のために行動する立場にある。町内会は行政の下請けでも道具でもない。区長は単独で班長などの、まあ働き手といひましようか、を持たないが、町内会長は、まあ普通10数の班があるので10数人の班長を従えていることになります。

なお、これは町民の中に周知されていないような気もするんですが、現在の区長(行政委員)と町内会長にはそれぞれ、二重に報酬が出ています。ある地区を例にすると町内会長は、町内会規約に基づき、町内会費より年額12万円(1ヶ月につき1万円の勘定です)、区長(行政委員)は、町の行政委員規則により19行政区共通の基礎報酬+世帯数により比例報酬、基礎報酬と比例報酬で比例報酬は0万円~6点、6万9千円です。6.5万円です。そしてまあ、あの私がおの例に挙げた町内会は、小さい方なんですけども16万円+1万9千円で17万5千円の区長手当が出ています。えーと、まあ、大きい、野場中が一番大きいですか、そこは6万9千円の比例報酬が出ています。で合計でえーと22万9千円で、町内会長と区長が兼任なので、合計報

酬が12万円+17万5千円で29万5千円というのは私の居るところであります
が、一番大きいところは22万9千円なので、合わせれば34万9千円となっていま
す。実は、隣の八戸市も同様な経緯を辿ったとのことでもあります。

つまり、八戸市では、何年か前までは、・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・、町内会長そのものが広報配布をしていたが、配
布漏れが問題になり、行政委員つまり階上でいう区長、専属による配布に変えたが、
行政委員はだんだん高齢化とか病気等で配布困難となる地域が出て来て、現在は配
達業者のミッド八通という配達と、それから民間アルバイト、市役所に行って名簿
と班の名簿と、それからその住宅地図ですね、終わったところはチェックして返
して報酬をもらうという、そういう風な配達で全世帯に今配布されているというこ
とであります。

階上町でも、町内会利用をやめるべきではないか。広報はあくまで行政情報なの
だから、行政委員規則にあるように行政委員である区長が配付するか、不可能な所
は、宅配業者か配達アルバイトまたは郵送にすべきではないか。

実は、この問題は、全国的にも問題になっていて、国は2年前の働き方改革にお
いて、広報は配達漏れのないように自治会長（町内会長）ではなく、行政委員、区長
が配布することになったということでもあります。それが、困難な場合に限り、郵送
や配達業者等で配布してもよいとのことでもあります。町長は、行政の責任において
このことを国と確認し、この問題を解決してほしいと思います。宜しいかどうか伺
います。

次です。職員の勤務実態の把握について。「職員の正規時間以外の勤務時間の詳細
な把握は困難である」との首長としては言うてはならない答弁が3月議会で出てき
ました。使用者は、全ての職員の勤務時間を把握しなければならないことになって
います。「適正な人事配置に努めている」とか「より働きやすい職場環境の整備を実
施していく」などのスローガンレベルでは不十分です。不正使用可能なタイムカー
ドなどではなく、「指紋認証型勤怠管理システム」の導入とかの具体的な「全職員の
勤務実態」把握をいつ頃から始める、という考えはないのか伺います。また、昨年
20年12月議会での労安法質問における④「定期的に職場の労働安全衛生に関する
情報交換会や会議は持たれていますか」はスルーされていましたが、令和の3年間、
いついつの合計何回開催されたか、また公開可能なレベルでどんな内容の話題が出
たのかの点も出来ればお伺いします。

3番です。「階上町核兵器廃絶・平和自治体宣言」の広報(告知)についてです。去る
21年3月議会において、我が町の「非核自治体宣言」について一般質問したところ、
23年前の平成10年3月定例会で決議されたということだったので、再質問で町内

外の人たちにも「周知」でもしなければ、今回のようにまた、10年後、20年後、誰も知らない、知らなかったということの繰り返しになるのではないかと正したのであるが、時間の関係もあり、答弁してもらえませんでした。ただ、その後、県に非核自治体宣言をした自治体数の調査を私が依頼しておいたら、先般、回答があり、三沢市とむつ市を除く県内自治体40自治体の内、38自治体、つまり三沢とむつを除く全部の自治体が決議を上げている。今となっては、今さら感もぬぐえない気もしますが、いずれ看板等の手立てをして周知する考えはないか伺います。

4番、町長および町理事者側の政治姿勢についてです。私は、36年間の高校教員時代で繋がった少なくない研究仲間が今でも県内を始め全国にいますので、その交流において、私の近況報告という形で、はしかみ議会だよりもオープンにしています。もちろん、その仲間たちには、各地で議員活動をやられている方も何人もいます。

それで、前回の3月議会報告である5月10日頃発行の「はしかみ議会だよりNo.45」を見て、ある労働組合事務局長をやられているNさんから広報のところの質問の部分で、町長部局から追加提案された部分なのですが「また、質問で置いていないコンビニの話がされたが、全店に配備しているので、事前に確認していただきたい。」の所とまた、一番下の非核自治体宣言の所の「事前に確認の上、質問していただきたい。」の2ヶ所をペンで囲まれ、「これ、余計なことですよ。」とあきれた様子であった。さらに、N氏は「事前に確認していただきたい。」にニョロニョロと線を引き、こんなの2回、上と下に2回も書くことないんじゃない、と言い放っていました。

また、八戸市議会議員されているK氏からも「これはいじわるだなあ。KMさんはこんなことはしたことないなあ」と開いた口がふさがらないと言わんばかりに絶句した。

さらに、津軽の某町会議員からは、「いやあ、階上の町長、大人げないなあ、今までの町長でこういうの、見たことないなあ」と啞然。「こういうのはね、ずっと取り上げなきゃまいねな。」って言っていました。

ところで、私の校正が終わってから、議会事務局長からの町長部局の追加提案という形で来たので、私も、非核自治体宣言の所を3月議会で再質問して「立派に宣言されている事を周知する気はないのでしょうか」に時間の関係もあり回答なしだったので、これは載せた方がよいのじゃないかと要請したのだが、編集委員会次第との話でそのままとなり、予想通り、その結果の連絡もないまま、町長が主張した要求だけを載せて印刷したはしかみ議会だよりNo.45が送られて来ました。

なお、議会事務局から「町長部局って誰？」て聞いたら、「副町長と総務課長だ」。へー今回の編集委員の3人の某議員からも、「寅谷さんが、どうして、こんなこと(「事

前に確認の上、質問していただきたい」)を書かせるんだらうか。」おれ、書かせるわけではないんだけどって部分でそこでもやっぱり質問があったそうです。事務局長がどっちにとれるようなはっきりしない説明をしたのでそのようになったということでした。

いずれね、このようなね、揚げ足を取るような回答というのは、今に始まったことではないです。私は、浜谷町長とそれに忖度するというか一体となった課長たちにね、何か劣化してるなあという風に思いますが、甚だしくね、民主主義が低下している役場になっているような気がします。もちろんこれは一部の職員達かもしれませんが、正義のカケラは微塵も無くなってしまったのでしょうか。私がかかりしました。何か弁解がありますでしょうか。あれば伺います。

5番、企業誘致への取り組み状況についてです。町長は、かつて、公約で「種差海岸階上岳IC」脇に企業誘致を行なって、広大な工業団地エリア形成を唱えていたと思いますが、階上町における企業誘致活動は、さっぱり見受けられません。取り組みそのものを実施しているのでしょうか。進捗状況について伺います。

6番、最後です。コロナ禍における町民への負担軽減支援策について。2年に亘る、長期化したコロナ禍において、特別に事業もやられていない一般町民たちですよ。6割ぐらいでしょうか。八戸ハローワークに何度も出かけて職探し、ま、アルバイト含むんですけども、を行っても、“60歳以上”という年齢制限もあり、この2年間、収入が月6万円程の国民年金の収入だけで、医療費が払えない状態の困窮状態で、まさしく・・・でもしなければならぬ状態に追い込まれていると言う階上町民の実態もあります。コロナ禍によって、富める者はさらに富み、貧しきものはさらにその極みを迎えているという格差拡大の状況であります。

隣の八戸市や青森市でも、3度に亘る全業種への生活支援や、町村部においても南部町や三戸町など、コロナ禍支援策を新聞報道等で知ります。町民からも「階上町では何にもしてくれない」とのぼやきを耳にします。「国保税減税」や「固定資産税減税」または、「高い水道料金補助」など、そろそろ「階上町民への生活負担軽減支援策」は考えてもらえないでしょうか。「階上町に住んでいることは損だ」と思われぬような、暖かく厚い支援策について伺います。

以上であります。(寅谷議員降壇)

○町長(浜谷豊美君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) 町長、浜谷豊美君。(町長登壇)

○町長（浜谷豊美君） それでは、お答えをしたいと思います。私の方からは1点目と4点目と、5点目について答えたいと思います。初めに申し上げさせていただきます。

今回の広報紙全戸配布の御質問は、6回目となりますが、議員御質問の中の、町内会長の報酬及び区長の報奨金については、町内会及び行政区により金額が異なるため、すべての町内会及び行政区に当てはまるものではなく、誤解を招く恐れがあるのではないかと思います。また、区長報奨金の内訳につきましても、事実と異なっております。以前にも、申し上げたとおり、事前に、事実確認をし、質問をしていただきたいと思います。詳細は総務課長から答えさせます。

次に、4点目の、町長及び町理事者側の政治姿勢についての件であります。はじめに、広報誌のコンビニ配置や非核自治体宣言における「事前に確認をしていただきたい」の部分については、議員が事前に町へ確認していただければ、間違った質問をしなくてもよいということを申し上げたものであります。また、議員御質問の中の議会だよりに関する件は、議会だより編集委員会の案件であり、議会において対応していただくものと考えます。御質問の最後の部分については、課長及び職員は、町民の福祉向上のため、法律・条例等に基づき業務を行っており、議員御指摘のようなことは、全くないものと考えております。

次に、5点目の、企業誘致への取り組み状況についての件であります。令和2年9月議会定例会において、大江議員の一般質問の中で、『高速道路のインターチェンジ付近を利活用し団地を形成して、誘致企業をしたいという考えについて』の質問を受け、私からは、『時代も大きく変容し、地理的状況も変化はしているが、「階上岳・種差海岸インターチェンジ」付近にいろんな話が来ているので、それを中心に進めてまいりたい』と答弁したところであります。詳細は総合政策課長から答えさせます。以上で私からの答弁といたします。（町長降壇）

○総務課長（澤田充君） ハイ。

○議長（林貢君） 総務課長、澤田充君。（総務課長起立）

○総務課長（澤田充君） それでは、1点目の続「広報はしかみ」全世帯配付の件について、私の方から答えさせていただきます。以前にも答弁しておりますとおり、各区長さんへのアンケート調査や、区長会との話し合いを実施し、対応を検討してまいりました。この中で、各行政区の状況が異なることや、「町内会への加入促進が必要である」などの御意見が、出されております。

町内会は、身近なコミュニティであり、いざというときには、「自主防災組織」としての役割を果たすなど、「地域の要」となる組織であり、人と人とのつながりや支え合いなど、助け合いの必要性が言われている中、日頃のコミュニティの醸成を、町内会が担っているものと考えております。そういう意味におきまして、広報紙等の配布につきましては、町内会との関係性を、これまでと同様に維持しながら行っていくことが大切であり、且つ重要であると考えているところであります。

引き続き、区長と、区長会と相談しながら、従来どおり区長への配布依頼や、町の公共施設及びコンビニエンスストアへの配置のほか、町内会への加入促進に向けた取組みなどにより、広く町民に必要な情報が行き渡るよう努めてまいりたいと思います。なお、働き方改革において、「広報は、自治会長ではなく、行政委員が配布することになった」とのことですが、国等の機関に確認したところ、「そのような通知はない」とのことでございます。

次に、2点目の、続々「職員の勤務実態」の把握についての件でありますけども、「指紋認証型勤怠管理システム」の導入等、具体的な全職員の勤務実態の把握につきましては、令和元年度実施の、組織機構改革に係る職員アンケートの結果を踏まえながら、「第6次階上町行財政改革実施計画」に基づき、今年度、課の再編を行い、人員配置の適正化や事務事業の見直し等の検証を行いながら、より働きやすい職場環境の整備を実施していくところでございます。

今後におきましても、引き続き、毎年実施しております所属長及び課員のヒアリング等を実施しながら、特定の職員に業務が偏らないよう適正な人員配置に努め、又、勤務実態把握のため、システム導入の可否を含めて、検討していきたいと考えております。

次に、定期的な職場の労働安全衛生に関する情報交換会や会議についてであります。令和元年度には、計3回、健康診断結果やストレスチェック結果の情報交換などを行い、産業医等から意見を頂いており、令和2年度にも、計3回、同様の情報交換や意見を頂いており、今年度も実施をすることとしております。

このほかにも、体調がすぐれない職員への対応等について、随時、産業医等から助言を頂いております。

次に、3点目の、「階上町核兵器廃絶・平和自治体宣言」の広告についての件です。周知のための看板等の設置につきましては、恒久平和の実現は、私たち町民はもちろんのこと、全人類共通の願いであるものと認識をしており、且つ、多くの自治体で既に宣言をしていることから、看板を設置する考えはございません。なお、非核自治体宣言をしていない自治体として三沢市とむつ市というお話でございましたけども、日本非核宣言自治体協議会の資料によりますと、三沢市と六ヶ所村

が宣言していない自治体ということになっているようでございます。

私の方からは以上でございます。(総務課長着席)

○総合政策課長(濱浦幸夫君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) 総合政策課長、濱浦幸夫君。

○総合政策課長(濱浦幸夫君) はい。(総合政策課長起立)

それでは私から5点目の企業誘致関連についてお答えさせていただきます。現在の企業誘致活動の状況につきましては、直接窓口での御相談や御提案を受け、対応している例を申し上げますと、階上岳・種差海岸インターチェンジ付近で操業している廃棄物処理会社から、再生プラスチック事業の工場を計画するために、近くの町有地を購入していただいたり、八戸市内の石灰タンカル会社が、工場移転の用地を求めて町内を探していただいておりますね、コロナ禍ではありましたが、令和2年度に用地取得につながり、今後、誘致企業の手続を検討することとしております。

また、企業誘致をするためには、輸送能力の高い三陸沿岸道路とのアクセスなど、本町の地理的優位性を知っていただくことが重要であることから、PRの実施が不可欠と考えますが、本町単独でのPRには効果や範囲に限りがありますので、青森県企業誘致推進協議会で開催しているホームページにおける県全体の中での紹介や、青森県の東京事務所に対する町のPR資料の送付、また、連携中枢都市圏の事業の中で、毎年東京などで開催しております八戸セミナーが、令和2年度においてはコロナ禍のため10月から12月までのオンラインフェアとなりましたけども、本町も参加いたしました。

このように関係機関との連携を図ったPRや個別の相談や提案に対応しながら、さらなる企業の誘致に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、6点目の、コロナ禍における町民への負担軽減支援策についての件でございますが、新型コロナウイルス感染症は、国全体に大きな影響力を与えており、現在は第4波の只中であって、毎日報道されているように「緊急事態宣言」や「まん延防止重点措置」がなされているものの、医療の逼迫や療養者等の感染状況の指標は、宣言等の解除に至る状況にはありません。

緊急事態宣言等が解除されず長引く場合には、首都圏だけではなく地方の経済にも大きな影響を及ぼすこととなるため、国から国民に対するきめ細かい支援や、地方の支援策に対する財政的支援が重要であると認識しているところでございます。

さて、本町における、新型コロナウイルス感染症に対する独自支援策でございま

すけども、令和 2 年度においては、「はしかみ応援振興券事業」による消費需要喚起や「町内事業者支援給付事業」による町内の経済が回る仕組み対策などの経済的支援と、学校におけるエアコンや児童生徒へのタブレット端末の整備、検温システムの設置など、新たな生活様式に対応した支援を実施してまいりました。

これらの支援策については、令和 3 年 3 月議会定例会の下沢議員の一般質問でも答弁したとおり、『町内経済の下支えができ、商工会からもありがたい事業であった』との話をいただいております。

令和 3 年度においては、「給食費の無償化」について、子育て支援の充実のため、令和 2 年度に引き続き実施することを、3 月の所信表明の際に述べさせていただき、現在に取り組んでいるところでございます。

これらの支援策を実施するための財源は、国の地方創生臨時交付金を活用させていただき、各般にわたる支援策が講じられたところでございます。

さて、先般、商工会長から、商工会が会員に対して実施したアンケート調査の集計の御報告をいただきました。そのアンケートの内容としましては、新型コロナウイルス感染症により「経営に影響が生じているか」や、「今後の経営状況の見通し」などを調査したものであり、集計では、「長期化すると今後影響が出てくること」や、「今年の経営状況は昨年よりも悪化するのではないか」と予測している声が多くある、との御報告でございました。

また、商工会としては、今後さらに会員や町内の状況を調査し、『町内商工関係者への支援として何が必要かを町に要望していきたい』とも、お話をいただきました。

今後における支援策については、国からの財政的な支援と、全国におけるワクチン接種の状況、さらに国や県の今後実施される支援策の動向を注視して、何よりも独自支援策を検討する際には、先ほど申し上げたとおり商工会や他の関係団体等からの要望などの情報収集が重要であり、その情報を基に協議するなどして、進んでいきたいと考えているところでございます。

以上でございます。（総合政策課長着席）

○議長（林貢君） 2 番、寅谷正君。（寅谷議員起立）

○2 番（寅谷正君） 2 番、寅谷です。産業振興課の方からの部分もう一回質問していいですか。私が聞いているとずいぶんずれがあって、その、商工会とかそういうところに入っていて、そういう個人の人たちが多数いるわけですよ。そういう人たちは 2 ヶ月のその 3,000 円、6,000 円とか 7,000 円、水道料金とかさ、国保税とかさ、まあ国の方からも国保税の場合は、10 分の 10、10 分の 6、段階に応じて

いろいろ案がでていますが、何かそういう個人のね、人達が、あー私達も見捨てられずにね、やってくれてるんだなあってね、そこについての答を期待しているのに、すばっとね、抜けているなあという風に、思いました。

それからですね、あの何か総務課長の答も前と全く同じでね、全然進歩もないね、ものに感じます。まずね、総務課長のね、私あの、議会運営委員会の時に、町内会の関係性というのを私の解釈によればという一応要望があったので、それに応じる形でやりましたがね、それね、行政情報のそれもらうのにね、町内会の関係性、任意性、本来関係ないわけですよ。あなたは町内会の関係性っていうのはじゃあ、どのようにね、定義をね、もう一回しゃべってくれませんか。それから、まあ引き続き対応検討していくという進歩のないね、答弁だなあという風に思います。

町のね、公共施設とかコンビニとかってね、45号線沿いなんだよね。金山沢、田代、平内、あそこの部落の高齢者っていうのは車も運転できない。それでいいと思ってるんですか。高齢の人がね、HPに入れましたってね、HPやれますか。現実的にね、私、足を動かしてね、聞いてもらいたい。私がムツとしたの、コンビニの方なんかね、寅谷議員が行って確認してみたらいいじゃないかって。そういうね、私はとにかくね、町内の部分の2件を見てチェックすることが。それをあなたたちは、電話一本でね、置いているはずだとかね、何様だと思ってるんだと言いたいくらいですよ。

企業誘致というのは、そうすと、独自で県外に行ってどうのこうのというのはなくて、圏域とかそういう風な中でやることだけで、ということでの解釈でよろしいでしょうか。

それからね、こういう風なことがありました。どうもね、その2番です。職員の勤務実態の部分について、たぶんここらの近辺の人たちはね、11時ごろまでだーってやっているの、みんなみんな知っていますよ。なにそったにだーってやってね、それでね、何か11時残業をやっているのに、タイムカードをやっているんだって、みんな。ただね、タイムカードやっているんだけど、時間外労働、残業しているんだけど、それがね勤務命令がつく残業とタダ働きの残業が、何かやられている。これ事実ですか。

それからね、私は聞いているのはね、そういうまあちっちゃい中小企業でもやってるんですよ。あの指認証のやつをね。今ほとんどやっているよ。そういう風なのをね、やる構えはないですか。うんがらもんがら、あの同じようなことをね、来年度の総合計画の中でとかね、まあ、そのやる気がそういうなの、きちっと、あの首長は、これ職員の勤務実態ってのは完全に把握しなきゃ、出来ないってかっつのはアウトですからね。だからそういう風なのをね、変える必要があると思う、やる気

はないですかって。全てなんか先送り先送り、になっていると思います。

看板の件は分かりました。是非国際会議になるようなそっちの方の部分のね、意見書の方にね、いってもらいたいと思います。一応今の部分答えてもらえませんか。

(寅谷議員着席)

○総合政策課長（濱浦幸夫君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） 総合政策課長、濱浦幸夫君。（総合政策課長起立）

○総合政策課長（濱浦幸夫君） それでは、寅谷議員の再質問にお答えします。ご質問の中で初めに1点目のですね、独自支援策の件だと思われれます。個人的な支援がないのかという観点から思っていますけども、これにつきましては、税金、保険料関係ですね、それから税金関係については減免、コロナによって仕事に影響している方々については減免という形の処置をさせていただいたりしておりますので、これについては広報に基づいて、広報ですね、PRしながらやってきているということでございます。今の商工会のアンケートにつきましても、本当にコロナで困っているという方々についてですね、今後支援していきたいなあということで考えているところでございます。今までのばらまきという表現はあれですけども、ばらまきという感じではなくてですね、やっぱりここはきちんとした検証をしながらやっていきたいなあということで考えているところでございます。

それから3点目の企業誘致の関係でございますけども、やっぱり町独自では限りがございます。先ほど言ったとおり県、それから中央の方の、東京事務所関係と連携を取りながらやっていくということです。ただし、コロナ禍であっても、相談に来る事業所さん方でございます。それについては、私の窓口できちんとした対応を取っているということを先ほど答弁させていただきましたので、よろしくご理解のほどお願いします。

以上です。（総合政策課長着席）

○総務課長（澤田充君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） 総務課長、澤田充君。（総務課長起立）

○総務課長（澤田充君） それでは、寅谷議員の広報に関する再質問にお答えさせていただきます。町内会の関係性の定義という風なことでもございましたけども、関

係性について定義というものがあるものではないかと、町として考えているのがその身近なコミュニティですよ、ということでございます。そのコミュニティが大事であるというところで、町内会も大事である。町内会加入促進を図りながら広報配布の拡大に努めていきたいという風に考えているところでございます。

また、あの弱者への配布というところでございますけれども、そのことにつきましても広報が広く行き渡るように今後検討させていただきたいということでございます。公共施設等、コンビニ等への配布について確認してくださいということでございますけれども、公共施設及びコンビニへは職員が広報配布してございますので、こちらで配布先については確認をしているところでございます。それから、先ほどの金山沢、晴山沢、平内等につきましては広報配布につきましては全戸に配布されていると認識してございます。

勤務実態に関するところでございます。タイムカードではなくて、指紋認証型のシステムを導入してもらいたいという風なことでございますけれども、これにつきましては先ほど申し上げました通り、勤務実態把握のため、そのシステムの導入の可否を含めて検討させていただきたいということでございます。

以上でございます。(総務課長着席)

○2番(寅谷正君) ちょっと答弁漏れのその、時間外勤務手当をタイムカードでは把握しているって、とっているんだけど、人によってただ働きさせられる職員、そうでない部分という事実はありますか。

○議長(林貢君) はい、総務課長。(総務課長起立)

○総務課長(澤田充君) 申し訳ございません。えー時間外勤務命令、それからサービス残業という件でございますけれども、時間外勤務命令につきましては、職員の時間外勤務命令につきましては各所属長が確認をして、総務課の方に決裁をもらいに来ているという状況でございます。そういう意味においてサービス残業をさせているということではなくて、必要な時間外勤務につきましては、命令を出して勤務をしていただいている、という状況でございます。

以上でございます。(総務課長着席)

○2番(寅谷正君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) 2番、寅谷正君。(寅谷議員起立)

○2 番（寅谷正君） はい、2 番寅谷です。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・
・・それからあの私の持ち時間があれ
だと思っんで、えーとこの私がその 1 ページのところであ、町内会の関係性とは
何かに、私は言われた人からの部分をやったつもりなんだけども、50 歩譲って推量
ということで、あの税金を納めて籍が階上町としてあるのに、町内会に更に入んない
と、入んないのと入ってないのと差をつけるためにね、そうやっているという解釈
はこれは、私にしゃべってくれた人たちの部分は、その総務課とか総務課長のそ
ういう部分の人たちと解釈違うのですか。

あのね、私これね、いい加減なようであ、かなり大事な、少子化、人口減に対
してね、含んでると思っんですよ。私たちは、籍があるのにね、行政情報が例えば 4
割だべが、多いとこ、野場中とか蒼前とか、そういうところの人たちは配らない、私
の地域もいるかもしれせんけども、そうしたらさ、その人たちはね、階上町に関
心もっていかなくなると思っよ。これどうせ認められてないんだ、広報ももらって
ないんだ、だからね、これはね、そのやっぱりね、ちょっと区長の委嘱権が町長だ
けども、町内会以上に手当を出している区長をね、やっぱり勉強足りないんでない
べが、おっかながって緩すぎてはいないだろうか、どこまでどうやれば、そういう
人たちはいずれね、いずれはこの永住民になれないなというのにおね、あの一広報
渡されないとね。選挙何かの部分でもね、あっ俺全然投票に行かない。俺階上どう
なっても構わないんで、何人か言われたことあります。はーだからね、やっぱりそ
れはね、ちゃんと知らしめた、ちゃんとあなたも私たちのね、来てくれてありがと
う、出来れば町内会にも入ってもらいたいんだけども、そうしないとね、それはね、
人口減の対策と逆行だと思っよ。そういうこと構いませんか。その解釈の部分とは
そこにおいてます。ちょっとね、あと一つあったんだけども。そのさっきの認める
認めないの部分のね、それってね、問題だと思っますね。思っませんか。（寅谷議員
着席）

○議長（林貢君） 質問はよろしいですか。

○総務課長（澤田充君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） 総務課長、澤田充君。（総務課長起立）

○総務課長（澤田充君） 広報の件につきましては、寅谷議員ご提案通り、（制限時間 10 分前のベルの音）広く配布されるよう区長さんとも協議しながら、検討させていただきたい。

○2 番（寅谷正君） いつまで検討するんだよ。

○総務課長（澤田充君） それと時間外の件につきましては、・・・・・・・・・・という風なお話ございましたけども、そのようなことは全くございません。その件については、訂正をしていただきたい。・・・・・・・・・・訳ではございませんので、そこは訂正をお願いしたい。（総務課長着席）

○2 番（寅谷正君） いいえ、そういう現実ありませんか。私は訴えられたんですけども。

○議長（林貢君） 寅谷議員。

○2 番（寅谷正君） はい。

○議長（林貢君） もう質問の機会は終わりましたので。

○2 番（寅谷正君） はい。

○12 番（大江和夫君） 議事進行。

○議長（林貢君） よろしいでしょうか。

○11 番（百目木和俊君） ちょっと待って。（聞き取れず）

○6 番（上道二三男君） 訂正するのかしらないのか。

○2 番（寅谷正君） 私はする気ないですよ。

○11 番（百目木和俊君） だから、休憩かけて話合いすっぺ。議長。

○6 番（上道二三男君） 時間止めた方がいいんでないか。

（話し合ったらいいんでないか の声あり）

（暫時休憩 の声あり）

○議長（林貢君） よろしいですか。

○6 番（上道二三男君） 時間 7 分以上あるから。訂正申し出てるのに訂正しないんだから。

○議長（林貢君） それでよろしいでしょうか。

○6 番（上道二三男君） 訂正を求めたのに訂正に応じない、それでよければもう終了でいいでしょう。

○議長（林貢君） よろしいでしょうか。現状でよろしいでしょうか。

○6 番（上道二三男君） 時計止まってて、あと 7 分以上あるんだから。

○議長（林貢君） 発言権のない方は発言を控えて。

○2 番（寅谷正君） （聞き取れず）

○議長（林貢君） 総務課長、それでよろしいでしょうか。

○総務課長（澤田充君） 議長の判断で（聞き取れず）

○議長（林貢君） ただ今発言されましたけれども、それ以外の意見がありませんので、以上で 2 番寅谷正君の質問を終わります。

これにて一般質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（林貢君） 以上で本日の日程は、終了いたしました。

次の会議は、6月9日午前10時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

（散会時刻 午後2時26分）

令和3年第2回階上町議会定例会会議録

(第 3 号)

令和3年6月9日(水曜日)

令和3年第3回階上町議会定例会

議事日程第3号

令和3年6月9日 午前10時00分開議

- 追加日程第1 発言の取消しを求める動議の件について
- 日程第 1 報告第 1 号 令和2年度階上町一般会計繰越明許費繰越計算書報告について
- 日程第 2 報告第 2 号 令和2年度階上町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告について
- 日程第 3 議案第 1 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（階上町税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第 4 議案第 2 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（階上町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第 5 議案第 3 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（階上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 6 議案第 4 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（階上町介護保険条例の一部を改正する条例）
- 日程第 7 議案第 5 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（令和2年度階上町一般会計補正予算）
- 日程第 8 議案第 6 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（令和2年度階上町国民健康保険特別会計補正予算）
- 日程第 9 議案第 10号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（令和2年度階上町後期高齢者医療特別会計補正予算）
- 日程第 10 議案第 7 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（令和2年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算）
- 日程第 11 議案第 9 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（令和2年度階上町公共下水道事業特別会計補正予算）
- 日程第 12 議案第 8 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（令和2年度階上町介護保険特別会計補正予算）
- 日程第 13 議案第 11号 階上町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

- | | | |
|--------|----------------------|--|
| 日程第 14 | 議案第 12 号 | 階上町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 15 | 議案第 13 号 | 階上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 16 | 議案第 14 号 | 階上町高齢者、障害者等の移動等の円滑化のための道路及び公園施設に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 17 | 議案第 15 号 | 令和3年度階上町一般会計補正予算（第1号） |
| 日程第 18 | 議案第 16 号 | 令和3年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第 19 | 議案第 17 号 | 令和3年度階上町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第 20 | 議案第 18 号 | 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について |
| 日程第 21 | 議案第 19 号 | 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について |
| 日程第 22 | 議案第 20 号 | 階上町固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについて |
| 日程第 23 | 陳情第 1 号 | 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情 |
| 日程第 24 | 議会案第 1 号 | 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書 |
| 日程第 25 | 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件 | |

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（14名）

- | | | | |
|------|-------------|------|-------------|
| 1 番 | 下 沢 育 男 君 | 2 番 | 寅 谷 正 君 |
| 3 番 | 荒 谷 憲 輝 君 | 4 番 | 大 下 修 君 |
| 5 番 | 小 松 雅 彦 君 | 6 番 | 上 道 二 三 男 君 |
| 7 番 | 長 根 岩 夫 君 | 8 番 | 森 榮 吉 君 |
| 9 番 | 濱 谷 貴 樹 君 | 10 番 | 松 尾 國 治 君 |
| 11 番 | 百 目 木 和 俊 君 | 12 番 | 大 江 和 夫 君 |

13番 郷州公典君

14番 林

貢君

欠席議員（0名）

説明のための出席者

町長	浜谷豊美君	副町長	沼沢範雄君
教育長	丸岡博君	総務課長	澤田充君
総合政策課長	濱浦幸夫君	税務課長	佐京実君
町民生活課長	日影百合子君	すこやか健康課長	長根清子君
介護福祉課長	中屋敷司君	産業振興課長	引敷林広貴君
教育課長	濱浦孝子君	建設課長	地代所誠君
会計管理者	上静志君	代表監査委員	三上孝八君

職務のための出席者

議会事務局長	西山圭一君	庶務GL	下平有香君
総務課主査	花生智紀君		

◎開議の宣告

○開議の宣告

午前 10 時 00 分

○議長（林貢君） それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は 14 名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配布したとおりであります。

「議長動議」と叫ぶ

○議長（林貢君） 6 番、上道二三男君。

○6 番（上道二三男君） はい、6 番上道二三男です。

昨日の寅谷議員の一般質問において、不穏当な部分がありますので、記録を精査し、取消しを求める動議を提出いたします。

（賛成の声あり）

○議長（林貢君） ただいま、上道議員から、発言取り消しを求める動議が提出されました。

所定の賛成者がありますので、動議は成立いたします。。

お諮りいたします。

この際、本動議を日程に追加し議題とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議がないようですので、よって、この際、発言取り消しを求める動議の件を議題と致します。

この取扱いについては、議会運営委員会で整理していただくこととします。

よって暫時休憩いたします。

開催時刻は追って連絡いたします。（休憩 午前 10 時 3 分）

○議長（林貢君）休憩前に続いて会議を開きます。（再開 午前11時42分）

休憩前の動議について、先ほど、寅谷議員から、昨日の一般質問における発言について、不穏当な発言があったため、会議規則64条の規定によって、お手許に配布いたしました発言取消し申出書に記載した部分を取消ししたいとの申し出がありました。

お諮りいたします。

申し出のとおりこれを許可することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、寅谷議員からの発言取消しの申し出を許可することに決定いたしました。

以上で、発言取り消しを求める動議の件を終了いたします。

◎報告第1号議題、質疑

○議長（林貢君） 続いて、日程第1、報告第1号 令和2年度階上町一般会計繰越明許費繰越計算書報告についての件を、議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑がないようですので、これにて報告第1号の件を終了いたします。

◎報告第2号議題、質疑

○議長（林貢君） 日程第2、報告第2号 令和2年度階上町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告についての件を、議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑がないようですので、これにて報告第2号の件を終了いたします。

◎議案第1号議題、質疑、討論、採決

○議長（林貢君） 日程第3、議案第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号議題、質疑、討論、採決

○議長（林貢君） 日程第4、議案第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号議題、質疑、討論、採決

○議長（林貢君） 日程第5、議案第3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号議題、質疑、討論、採決

○議長（林貢君） 日程第6、議案第4号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第4号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号議題、質疑、討論、採決

○議長（林貢君） 日程第7、議案第5号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

○1番（下沢育男君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） 1番、下沢育男君。（下沢議員起立）

○1番（下沢育男君） 1番、下沢です。令和2年度一般会計補正予算説明書の中での質問になります。10ページ、6款1項4目、10ページ、6款1項4目です。農業次世代人材投資資金について質問いたします。この資金は、次世代を担う農業者となる者に対して、農業の研修を後押しする資金、および就農職務の経営確立を支援する資金と伺っております。質問の内容は、この資金、マイナス412万5千円の内訳と理由をご説明願いたいと思います。

また、農業次世代人材投資資金の交付対象者の要件および返還等の対象となる場合は、どのようになっているのか、お伺いいたします。（下沢議員着席）

○産業振興課長（引敷林広貴君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） はい、産業振興課長、引敷林広貴君。（産業振興課長起立）

○産業振興課長（引敷林広貴君） はい、それでは下沢議員のご質問にお答えをいたします。まず、あの今回の減額の内訳、理由というところでございますけれども、3点ございますが、まず1点目は資金の交付の中止に伴いまして、112万5千円減額をしております。こちらは夫婦で交付を受けておりましたけれども、後期分について県外へ転出ということになりましたので、112万5千円の減額ということになりました。

それから二つ目の理由といたしましては、前倒しの給付の中止に伴うもので、こちらは150万円の減額でございます。こちらは制度改正がございまして、前倒し給付については、令和2年度は新規の就農者のみにするというので、改正がござ

いましたので、2名分の半年分で150万円の減ということになってございます。

それから三つ目については、令和2年度新規で1名見込んでございました。150万円でございますが、本人の仕事の関係で今年度に申請をしていきたいということになりましたので、150万円の減額で、トータルで412万5千円の減額ということになってございます。

それから、次の要件でございますけれども、こちらは事業の内容といたしまして、二つございます。まずは、一つが準備型でございます。こちらは、就農に向けて必要な技術等を習得するために研修を受ける方に対して、資金を交付するというものでございます。交付対象となる方は、就農予定時に49歳以下の方であること、それから交付額については最大年額150万円で、最長2年間ということになってございます。それでこちらの準備型の返還でございますけれども、一つは適切な研修を行っていない場合、返還ということになります。概ね1年以上、年間1200時間以上の研修を受けることが要件となっておりますので、それを満たしていない場合は返還していただくということでございます。あとは、研修の終了後に1年以内に49歳以下で就農しなかった場合、返還ということになってございます。あとは、要件といたしましては、前年の世帯所得が600万円以下であるということも要件となっております。

それからこの事業のもう一つですが、経営開始型でございます。こちらは次世代を担う農業者となることを目指して、独立自営就農する認定新規就農者に対しまして、資金を交付するというものでございまして、こちらは就農時に49歳以下であること、でございます。交付額につきましては、経営開始1年から3年目は年間150万円、それから4年目から5年目までは120万円となっております。こちらの要件といたしましては、前年の世帯所得が600万円以下であるということになってございます。それから返還でございますけれども、交付期間終了後、交付期間と同期間以上、同じ年数以上、営農を継続しなかった場合、返還ということになってございます。それと経営開始型につきましては、交付停止というものもございまして、世帯所得が600万円を超えた場合には交付を停止するというものになってございます。

以上でございます。(産業振興課長着席)

○1番(下沢育男君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) 1番、下沢育男君。(下沢議員起立)

○1番(下沢育男君) ハイ、ありがとうございました。

もう一つご質問があります。今までの推移について、今までの対象者数、就農を継続しなかったもの、また、期間満了した方、現在の継続者の人数をお知らせ願いたいと思います。

また、最後にですけれども、次世代を担う農業者、担い手の育成が、大変重要だと思われまますので、今後とも広報等で周知徹底をして、増やしていただきたいことを希望しまして、質問を終わります。(下沢議員着席)

○産業振興課長(引敷林広貴君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) 産業振興課長、引敷林広貴君。(産業振興課長起立)

○産業振興課長(引敷林広貴君) はい、それでは下沢議員の再質問のほうにお答えいたします。

まずは今までの人数、ということでございますけれども、平成24年スタートでございます。その当時は青年就農給付金ということございました。今の名称になったのは、平成29年度からということになります。合わせましてですね、今まで13名でございます。それで未継続、途中でやめた方が2名、それから期間満了となった方が6名。現在の継続者が、継続している方が5名、ということになっております。

それから、もう1点につきましては、今後ですね、県、それから農協等、関係機関と連携をいたしまして、新規就農者の確保に向けて頑張っていきたいと思えます。当然、周知等も図ってやっていきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。(産業振興課長着席)

○議長(林貢君) 他に質疑ありませんか。

○3番(荒谷憲輝君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、3番、荒谷憲輝君。(荒谷議員起立)

○3番(荒谷憲輝君) ハイ、3番、荒谷です。

予算説明書の10ページ、4款1項3目、母子保健事業費の12節で、母子訪問指導委託料、40万5千円の減額とありますが、この事業の規模、対象者の要件、人数、指導される方の要件、人員等の内訳をお伺いいたします。(荒谷議員着席)

○すこやか健康課長（長根清子君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） すこやか健康課長、長根清子君。（すこやか健康課長起立）

○すこやか健康課長（長根清子君） はい、それでは、荒谷議員のご質問にお答えいたします。

母子訪問指導事業は、妊娠、出産、乳幼児の発達支援をするために保健師や委託助産師1名が家庭訪問をする事業となります。この内、助産師の訪問は主に、母乳栄養や、妊産婦の心身の状況により、専門的な支援をしております。対象者は妊婦61名、乳児・産婦それぞれ64名となります。その業務の内容ですけれども、令和2年度にはコロナ感染症対策として、保健師による対象者の全数訪問を目指しております。助産師の訪問は4名に実施しております。

以上でございます。（すこやか健康課長着席）

○3番（荒谷憲輝君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） 3番、荒谷憲輝君。（荒谷議員起立）

○3番（荒谷憲輝君） ありがとうございます。コロナ禍においての保健師対応ということもあり、と説明いただきました。訪問は乳児も対象になることですので、感染防止対策をお伺いいたします。

また、出産に関して里帰りされる方々がおられると思いますが、現住所が町内にあり町外での、逆に現住所が町外にあり町内での育児に努めている方への対応をお伺いいたします。

更に、乳児に関する不都合な事案が疑える場合、町の対応をお伺いいたします。（荒谷議員着席）

○すこやか健康課長（長根清子君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） すこやか健康課長、長根清子君。（すこやか健康課長起立）

○すこやか健康課長（長根清子君） それでは再質問にお答えいたします。

まず始めに、コロナ対策につきましては、支援者側の日々の健康管理や訪問前の検温、手指消毒、体重計の消毒等を行って、基本的な感染対策を整えております。

また、訪問先の対象者及び居住者の方が、コロナ流行地域との往来がないことを確認したあと、訪問しております。

続いて里帰りの方への対応になります。昨年度は他市町村から、里帰り中の訪問依頼が9件ございました。また、本町からは、長期的な里帰りをしている方がいらっしゃらなかったために、全員訪問してございます。

あとは最後に、継続的な支援が必要なケースにつきましては、主に、乳児の体重管理、母乳の管理、精神的な支援、そして経済的な支援などが挙げられております。必要時は、乳児期を過ぎても、医療機関や児童相談所、福祉事務所、また、保育園、教育委員会と連携し、継続的に支援しているところでございます。

以上でございます。(すこやか健康課長着席)

○議長(林貢君) ハイ、3番、荒谷憲輝君。(荒谷議員起立)

○3番(荒谷憲輝君) ハイ、詳細にわたり、ありがとうございました。

近年は社会情勢や個人の嗜好などで様々な要素の基に、出生数が減りつつある中で、意思表示の未発達や生活習慣が不規則な乳児の育児には、大変な苦勞が伴うと思います。行政として寄り添い、身近な対応に励んでいただいていることや、事業費の提言や支援内容の充実に努めていただいていることに、感謝しながら質問を終わります。ありがとうございました。(荒谷議員着席)

○議長(林貢君) 他に質疑ありませんか。

○7番(長根岩夫君) ハイ。議長。

○議長(林貢君) ハイ、7番、長根岩夫君。(長根議員起立)

○7番(長根岩夫君) ハイ、7番、長根です。

説明書の9ページ、3款1項3目、社会福祉費であります。9節の扶助費についてであります。軽度、中等度ですね。難聴児補聴器購入助成金1万1千円の減額となっております。当初予算は1万4千円でございますので、対象の方も少ないかと思われ。子ども達を対象として、聴覚検査については、どのように行われているのか、確認をさせていただいて、また、この助成金に該当する要件としては、どのようなものがあるのかを伺っておきたいと思っております。

お願いいたします。(長根議員着席)

○介護福祉課長（中屋敷司君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） ハイ、介護福祉課長、中屋敷司君。（介護福祉課長起立）

○介護福祉課長（中屋敷司君） それでは、長根議員のご質問にお答えいたします。

議員ご案内の通り、令和2年度の軽度、中等度、難聴児補聴器購入費助成金につきましては、当初予算では1万4千円を計上しておりましたが、申請がございました、中1件の助成額に合わせて減額し、3千円としたものとなっております。児童を対象とします、聴覚検査につきましては、新生児聴力検査や、小学校入学前の就学時健診、在学中に行う学校健診などにより、難聴の疑いがあるとされた場合は、医療機関を受診することになります。

また、本事業の助成金に該当する要件としましては、町内に住所を有する18歳未満の児童で、両耳の聴覚レベルが30デシベル以上70デシベル未満で、身体障害者手帳の交付対象とならないこと。補聴器の装用により、言語の習得等、一定の効果が期待できると、医師が判断するもの、となっております。

以上でございます。（介護福祉課長着席）

○7番（長根岩夫君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） 7番、長根岩夫君。（長根議員起立）

○7番（長根岩夫君） 補聴器の助成であります。町として子ども達に補聴器が必要とご判断をされまして、更には、助成金額を確定するまでの手続きとして、どのような審査を経ているのか、一応の確認をさせていただきたいと思っております。

なお、今年度といいますか、令和3年度に向けては、11万1千円に増額されているようではありますが、予算の裏付けとして、毎年どのような根拠、あるいは調査に基づいているものか、一応の確認をさせていただきたいと思っております。

お願いいたします。（長根議員着席）

○介護福祉課長（中屋敷司君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） ハイ、介護福祉課長、中屋敷司君。（介護福祉課長起立）

○介護福祉課長（中屋敷司君） それでは長根議員の再質問にお答えいたします。

先程も説明いたしましたが、健診等で難聴の疑いがあるとされた場合は、医療機

関を受診し、軽度、中等度の難聴と認められた場合、補聴器購入等の助成を希望する保護者は、医師から交付されます意見書、および意見書の処方に基づいた見積書を添付し、町に助成金の交付申請を行うこととなります。その後町で、意見書の内容につきまして、青森県障害者相談センターに、交付判定の依頼を行い、当センターから提出されます判定書の内容を踏まえまして、町において審査し、交付の可否を決定することとなります。

議員ご案内の通り、令和3年度の本事業の助成金の当初予算額を11万1千円としておりますが、こちらは軽度、中等度難聴用耳掛け型の補聴器の購入費用を予算計上したものであり、これまでと同様に必要に応じて補正予算で対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。(介護福祉課長着席)

○7番(長根岩夫君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、7番、長根岩夫君。(長根議員起立)

○7番(長根岩夫君) ありがとうございました。

ご丁寧にご説明をいただいておりますけども、補聴器の、この値段については、相当高額であると聞いておりました。予算上での金額が少し、少ないようにも思っておりました。そういう意味で質問させていただいたわけではありますが、補聴器の助成の割合、金額の規定といたしますか、どのように決めているのか、一応のところの確認をさせていただきたいと思っております。

今後とも、子ども達の健全育成と学力向上のためにも、助成の割合を少しご検討いただければ、また、利用者にも喜ばれる制度として、ご利用をいただけるのではないかと、そのように希望しておきたいと思っております。

以上で質問の方を終わります。よろしく願いいたします。(長根議員着席)

○介護福祉課長(中屋敷司君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、介護福祉課長、中屋敷司君。(介護福祉課長起立)

○介護福祉課長(中屋敷司君) それでは、長根議員の再々質問にお答えいたします。

助成の割合等につきましては、階上町軽度中等度難聴児補聴器購入費助成事業実施要綱に定められておまして、助成額は補聴器購入等の費用と当該実施要綱に定

める基準額を比較し、いずれか低い額の3分の2の額を助成しております。

また、本事業につきましては、議員が今述べられました通り、これまでと同様に、今後も適正に周知等を図りながら、行うように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。(介護福祉課長着席)

○議長(林貢君) 他に、質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第5号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号、議案第10号一括議題、質疑、討論、採決

○議長(林貢君) この際、日程第8、議案第6号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件、および日程第9、議案第10号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件、2件を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第6号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件、および議案第10号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件、2件を一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号、議案第9号一括議題、質疑、討論、採決

○議長（林貢君） この際、日程第10、議案第7号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件、および日程第11、議案第9号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件、2件を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第7号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件、および議案第9号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件、2件を一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号議題、質疑、討論、採決

○議長（林貢君） 日程第12、議案第8号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第8号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

の件採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)
ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号議題、質疑、討論、採決

○議長(林貢君) 日程第13、議案第11号 階上町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第11号 階上町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)
ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号議題、質疑、討論、採決

○議長(林貢君) 日程第14、議案第12号 階上町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第12号 階上町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)
ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号議題、質疑、討論、採決

○議長(林貢君) 日程第15、議案第13号 階上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第13号 階上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)
ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号議題、質疑、討論、採決

○議長(林貢君) 日程第16、議案第14号 階上町高齢者、障害者等の移動等の円滑化のための道路及び公園施設に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第14号 階上町高齢者、障害者等の移動等の円滑化のための道路及び公園施設に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号議題、質疑、討論、採決

○議長(林貢君) 日程第17、議案第15号 令和3年度階上町一般会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

○2番(寅谷正君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) 2番、寅谷正君。(寅谷議員起立)

○2番(寅谷正君) ハイ、2番、寅谷です。

補正予算の説明書の8ページだったんですけども、6款の農林水産業費の、4番の農業振興費60万の補正額のところですけども。階上早生そばの地域ブランド推進事業委託料として、ということですけども。階上早生そばは、非常に歴史のあるブランドだというのは知っていますけども、これはこちらの側から、こちらの側のほうから弘前大学の農学生命科学部ですか。に直接働きかけて、ものなのか。あるいはよく大学で科研費金という部分があって、向こうからの部分もあって、それに乗ったということなんでしょうか。

また、どういう風なね、この委託研究の部分はどういう意図でいうか、どういう風なものを期待しているのか、聞きたいです。

以上です。(寅谷議員着席)

○産業振興課長（引敷林広貴君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） 産業振興課長、引敷林広貴君。（産業振興課長起立）

○産業振興課長（引敷林広貴君） ハイ、それでは寅谷議員のご質問にお答えをいたします。

この階上早生そばの地域ブランド推進事業の委託につきましては、こちらのほうからですね、弘前大学の方へ委託ということで、連携調査、研究事業として委託をするということでございます。

それで内容につきましては、更なるブランド力の強化を図るということにはなるんですけども、そばのですね、生産、加工、流通、消費の現状と課題を踏まえまして、改善策の検討、栄養等の成分分析、それから他地域産そばブランド力との比較、それらを調査研究をしていただいて、あとは町内観光施設への利活用の検討ということになりまして。そういう内容でですね、委託をして、ブランド力の強化を図っていききたいということでございます。

以上でございます。（産業振興課長着席）

○議長（林貢君） よろしいですか。

他に質疑ありませんか。

○4番（大下修君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） ハイ、4番、大下修君。（大下議員起立）

○4番（大下修君） ハイ、4番、大下修です。

説明書ですね、7ページ、3款3項4目18節、子育て世帯生活支援特別給付金960万円が計上されておりますが、その内容について確認をさせていただきます。

厚生労働省では新型コロナ感染症により、影響が長期化する中で、低所得者、ひとり親世帯で、児童1人あたり5万円を支給するとして、全国の市町村に全額補助する、ということになっておりますが、すでに6月に入っているわけでありましたが、いつ頃までに、対象とする方々に支給することになるのか。また、対象となる世帯数についても、改めて確認させておきたいと思っております。

よろしく申し上げます。（大下議員着席）

○すこやか健康課長（長根清子君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） すこやか健康課長、長根清子君。（すこやか健康課長起立）

○すこやか健康課長（長根清子君） それでは、子育て世帯生活支援特別給付金について大下議員のご質問にお答えいたします。

まず、支給対象者は県ですでに実施しているひとり親以外の児童手当等受給者、および16歳から18歳までの児童を監護している方で、令和3年の住民税非課税の方が対象となります。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年の収入が住民税均等割非課税の方と同様の状態にある方も対象となります。

対象世帯は国の試算に基づき約80世帯。対象者数の15%として、192人を予定してございます。支給スケジュールにつきましては、6月に確定する令和3年分の課税状況の確認が必要となります。そのため、6月中に審査、決定をし、児童手当受給者で、住民税非課税者については、7月中旬を目指し、支給する予定でございます。16歳から18歳までの児童を監護している者と家計急変者につきましては、7月1日から申請受付を開始し、7月下旬の支給となる予定でございます。

以上でございます。（すこやか健康課長着席）

○4番（大下修君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） ハイ、4番、大下修君。（大下議員起立）

○4番（大下修君） ありがとうございます。

この子育て世帯の給付金であります。住民税が非課税となっていると。ふたり親世帯の18歳未満の方を対象として、独自の予算で3万円を支給することにしている自治体もあると聞いておりますが、当町での対応、これについてどのように考えているのか、伺います。

また、支給の時期については、国の指導というよりも、所得者、低所得者支援という給付金でありますので、出来るだけ早く実施されるよう希望して、質問を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。（大下議員着席）

○すこやか健康課長（長根清子君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） はい、すこやか健康課長、長根清子君。（すこやか健康課長起立）

○すこやか健康課長（長根清子君） それでは大下議員の再質問にお答えいたします。

低所得の子育て世帯生活支援特別給付金につきましては、町といたしましては、ひとり親世帯はすでに県が5万円を支給しており、ふたり親世帯についても支給額については、国の制度設計に基づき、5万円を支給していく予定でございます。

また、支給時期につきましては、経済的支援を必要とされている世帯への給付金ですので、迅速に事業を進めてまいるように努力していきたくと考えております。

以上でございます。（すこやか健康課長着席）

○議長（林貢君）他に質疑ありませんか。

○7番（長根岩夫君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） ハイ、7番、長根岩夫君。（長根議員起立）

○7番（長根岩夫君） ハイ、7番、長根です。

説明書の10ページをお願いいたします。10款4項3目、社会教育費。県重宝展示ケース等作成委託料、69万8千円が計上されております。

まず、この度は当町において、かなりの数の文化財資料が県の重宝となる、文化財として指定をされたということであり、新聞等でも報道されたところでございますが、その内容などについて改めてお伺いをさせていただきたいと思っております。

また、展示に必要なケースの作成について、委託業務とされているわけですが、その材質等について、それと委託業者の選定方法について確認をさせていただきたいと思っております。

値段も比較的安く出来ているようでありますが、鍵などが付くようにしっかりと防犯対策がなされたケースとなっているのか、また、展示場所について、どのようにお考えか伺っておきたいと思っております。お願いいたします。（長根議員着席）

○教育課長（濱浦孝子君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） 教育課長、濱浦孝子君。（教育課長起立）

○教育課長（濱浦孝子君） はい、それでは長根議員のご質問にお答えいたします。

令和3年4月9日、町が所有する寺下遺跡出土骨角器類141点が、青森県重宝として指定されました。寺下遺跡は、平成16年に林道拡幅工事を伴って行いました発

掘調査で、縄文時代後期から晩期の貝塚として発見され、土器、石器、骨角器などの遺物が大量に出土しました。今回指定されたものは、釣り針3点、ヤス4点、銚1点、ヘアピン9点、腰飾り1点、首飾り6点、腕飾り8点などなど、141点となるものです。

展示ケースでございますが、材質はアクリルパネルを使用し、ケースには鍵を付け、防犯対策を講じることとしております。また、保管用の箱につきましては、気密性が高く湿度を適切に保つ防腐、防虫効果のある桐の箱を購入する予定でございます。

業者につきましては、制作可能な業者を指名業者台帳の中から選定を行う予定です。展示につきましては町民文化祭や庁舎等での特別展示を検討しております。

説明は以上でございます。(教育課長着席)

○7番(長根岩夫君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、7番、長根岩夫君。(長根議員起立)

○7番(長根岩夫君) ハイ、7番、長根です。

ありがとうございました。色々、議員にとりましても、また、勉強させていただいて、展示の内容等を確認させていただきたいと思っております。しっかりと防犯対策等にもご留意をされまして、町内外の方にも、気軽にご披露いただくような、展示になればと思っております。また、将来的には町の博物館、あるいは展示施設のある図書館なども考慮に入れまして、施設整備を考えていく必要があるように思います。当面は現住の施設を利用されまして、興味を抱く町民の皆様にもまた、喜ばれるような、そして工夫された管理展示となりますようにご期待をし、希望して終わります。ありがとうございました。(長根議員着席)

○教育課長(濱浦孝子君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) 教育課長、濱浦孝子君。(教育課長起立)

○教育課長(濱浦孝子君) ハイ、それでは長根議員の再質問にお答えいたします。

現在の民俗資料収集館ですが、警備保障はございますが、建物自体が大変古いものですから、指定いただいた県重宝の保管場所について、施錠出来る部屋がある建物を現在検討中でございます。コロナが収束いたしましたら、多くの方にご覧いた

だけのような展示を工夫してまいりたいと存じます。

以上でございます。(教育課長着席)

○議長(林貢君) 他に質疑はありませんか。(質疑なしの声あり)

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第15号 令和3年度階上町一般会計補正予算(第1号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号、議案第17号一括議題、質疑、討論、採決

○議長(林貢君) この際、日程第18、議案第16号 令和3年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)の件、および日程第19、議案第17号 令和3年度階上町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)の件、2件を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第16号 令和3年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)の件、および議案第17号 令和3年度階上町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)の件、2件を一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号議題、質疑、討論、採決

○議長（林貢君） 日程第20、議案第18号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第18号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号議題、質疑、討論、採決

○議長（林貢君） 日程第21、議案第19号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合同約の変更についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第19号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の

数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更についての件を採決いたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)
ご異議なしと認めます。
よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号議題、質疑、討論、採決

○議長(林貢君) 日程第22、議案第20号 階上町固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第20号 階上町固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき、同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第20号 階上町固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決定いたしました。

◎陳情第1号議題、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長(林貢君) 日程第23、陳情第1号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情の件を 議題と致します。

陳情第1号は、教育民生常任委員会に審査を付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

○教育民生常任委員長（森榮吉君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） 森委員長。

○教育民生常任委員長（森榮吉君） 8番、森です。（森委員長登壇）

ご報告申し上げます。昨日、教育民生常任委員会に付託されました、陳情第1号の審査結果について、ご報告申し上げます。

結果については、お手元に配布されております陳情審査報告書のとおり、「採択」と決定致しました。

以上、報告致します。

○議長（林貢君） 以上で、委員長の報告を終わります。

委員長は、そのままお待ちください。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。委員長は、降壇願います。（森委員長降壇）

これより陳情第1号について討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます

これより、陳情第1号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情の件を採決致します。

お諮り致します。

この陳情は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって 陳情第1号は委員長報告のとおり決定いたしました。

◎議会案第1号議題、質疑、討論、採決

○議長（林貢君） 日程第24、議会案第1号安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書の件を、議題と致します。

お諮り致します。

ただいま議題となっております議会案第1号は、議員発議でありますので、提案理由の説明、質疑及び討論は、省略致したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明、質疑及び討論は、省略することに決定致しました。

これより、議会案第一号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書の件を、採決致します。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長(林貢君) 日程第25、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎町長挨拶

○議長(林貢君) 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

この際、町長から発言の申し出がありますので、これを許します。

○町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） 町長、浜谷豊美君。（町長登壇）

○町長（浜谷豊美君） それでは閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。
去る6月4日開会の本定例会も本日をもって閉会となります。

議員各位には、ご提案申上げました議案につきまして、原案のとおり議決賜り厚くお礼を申し上げます。議決いただきました各議案の執行にあたっては、慎重を期してまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

また、未だ終息の気配もみえない新型コロナウイルスであります。ワクチン接種に全力を挙げて取り組んでまいりますので、議員各位におかれましても、ご自愛いただき、ご理解とご協力のほどお願い申し上げ、ご挨拶といたします。ありがとうございました。（町長降壇）

◎閉会の宣告

○議長（林貢君） これにて、令和3年第3回階上町議会定例会を閉会いたします。

（閉会時刻 午後0時41分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

階上町議会議長 林 貢

会議録署名議員 上 道 二三男

会議録署名議員 長 根 岩 夫